

# 中央区保健医療福祉計画 2020(仮称)

## 中間のまとめ (案)

中央区

# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> . . . . .	<b>1</b>
1 計画策定の背景 . . . . .	1
2 策定の趣旨及び方向性 . . . . .	3
3 計画の位置付け . . . . .	4
4 計画の期間 . . . . .	5
<b>第2章 区の現状</b> . . . . .	<b>6</b>
1 人口推計等 . . . . .	6
2 関連分野における取組状況 . . . . .	19
3 保健医療福祉等各分野に共通して取り組むべき課題 . . . . .	24
<b>第3章 基本理念と施策体系</b> . . . . .	<b>27</b>
1 基本理念・基本目標 . . . . .	27
2 基本施策 . . . . .	27
3 施策の体系 . . . . .	28
<b>第4章 施策の方向性</b> . . . . .	<b>30</b>
1 地域包括ケアのしくみづくり . . . . .	30
2 気づきあい支えあいつながる地域づくり . . . . .	45
3 地域生活を支える保健医療福祉の基盤づくり . . . . .	58
<b>第5章 計画の推進に向けて</b> . . . . .	<b>73</b>
1 圏域について . . . . .	73
2 連携・協働による計画の推進 . . . . .	74
3 計画の進行管理 . . . . .	75
<b>資料編</b> . . . . .	

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景

### ●地域社会を取り巻く環境

核家族化の進展や単身世帯の増加に加えて住環境の変化や情報化社会の進展等を背景に地域住民のつながりが希薄化している中、ライフスタイルや価値観の多様化など地域社会を取り巻く環境が大きく変化しています。一方で、ひきこもりや虐待、孤立死、介護離職など様々な社会問題が表面化しており、あらためて地域での支え合いの重要性が問われています。

### ●区を取り巻く状況

本区では、平成27(2015)年に「中央区保健医療福祉計画2015」(以下「計画2015」という。)を策定して以降、定住人口は増加を続け、人口構成においては、特に30歳代、40歳代の子育て世帯の人口が多く、これに伴い乳幼児人口も高い割合で推移しています。また、共働き世帯の増加や就業形態や価値観の多様化に伴い、地域活動への関わり方の変化や担い手不足など地域コミュニティに関して新たな課題が生じています。今後も引き続き定住人口が増加することや、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後に晴海地区に新たなまちが形成されるなど、区を取り巻く状況はさらに大きく変わっていくことが予想されます。

### ●「地域共生社会」の実現に向けた動き

平成28(2016)年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において「地域共生社会」という考え方が示され、これまでの制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係性を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人や資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことが求められています。

## 「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

### 「地域共生社会」とは

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

### 改革の背景と方向性

#### 公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

#### 『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

### 改革の骨格

#### 地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革】

#### 地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

### 「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

#### 地域丸ごとのつながりの強化

#### 専門人材の機能強化・最大活用

出典：厚生労働省作成資料より抜粋

## ●社会福祉法の改正

平成 29(2017)年6月に改正された社会福祉法では、「地域共生社会」の実現に向けた「我が事・丸ごと」の地域づくりおよび包括的な支援体制の整備やこれを推し進めるための計画の策定が努力義務化され、福祉の各分野で共通して取り組む事項を定めた、分野別個別計画の上位計画として位置付けることとされています。

中でも、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者を《地域住民等》とし、相互に協力して地域福祉の推進に努める主体として位置づけています。さらに、地域福祉を推進するに当たっては、保健医療福祉にとどまらず、住まい、就労、教育に関する課題および地域社会からの孤立その他の日常生活を営み活動していく上での各般の課題を《地域生活課題》と規定し、課題を全人的に、また、世帯全体で捉えること、その対応にあたっては関係者同士の連携の重要性について示されており、自治体は地域住民等と連携して地域生活課題の解決を促進する施策を展開していくことが求められています。

## ●地域包括ケアシステムの普遍化

支援を必要とする人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現を目指し、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を包括的・継続的に確保する「地域包括ケアシステム」の考え方が、地域における制度横断的な包括的支援という仕組みとして高齢者の分野で発展してきました。

この包括的支援体制を、子ども、子育て家庭、障害者、生活困窮者、外国人、その他支援を必要とする人全体へと広げ、制度や分野を超えた共通の考え方として普遍化していくことが「地域共生社会」の実現につながります。

## 2 策定の趣旨及び方向性

これまで、計画 2015 では障害者、高齢者等の各分野と地域福祉の分野を並列して方向性を記載していましたが、改正社会福祉法において、区市町村の地域福祉計画は福祉の各分野における共通して取り組む事項を定めることや上位計画として位置付けることが示されました。

計画 2015 の中間期にあたり、平成 30(2018)年度から中央区保健医療福祉計画推進委員会を設置し、計画 2015 の評価を実施しました。令和元(2019)年 6 月には区に対して評価報告がなされ、12 項目の各分野に共通して取り組むべき課題や地域福祉推進にあたっての重点事項が示されました。

改定にあたっては、中央区保健医療福祉計画推進委員会による評価報告、法改正の趣旨や社会情勢も踏まえて、区民一人一人が自分らしく安心して暮らせるまちを実現させるためにも、子ども、障害者、高齢者、保健医療などの福祉諸計画・施策の「総合化」を図る観点から、分野別の計画を横につなぎ、総合的かつ包括的に推進していく計画とする必要があります。

このたび、以下の《計画の基本的考え方》の各視点を踏まえた新たな計画として『中央区保健医療福祉計画 2020』（仮称）を策定します。

### 《 計画の基本的考え方 》

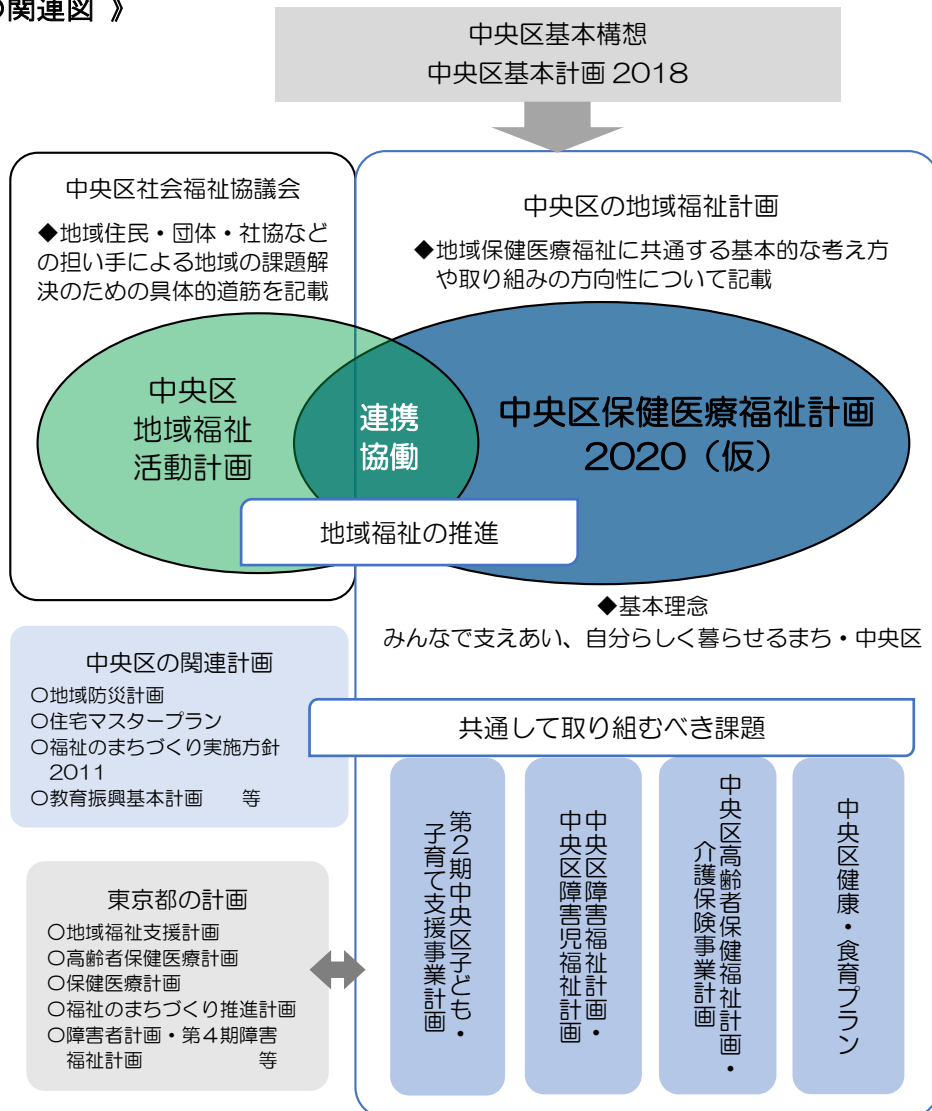
- 保健医療福祉分野に共通する課題のみならず、社会的孤立、制度の狭間、サービスにつながらない課題、あるいは将来への不安など、多様で複雑化した地域生活課題は従来の公的福祉サービスだけで対応できる範囲を超えているため、あらためて地域での支え合いや福祉のコミュニティづくりを進めていきます。
- あらゆる人が安心して地域の中で自分らしく生活していくためには、区民一人一人や関係者が地域に生じているさまざまな問題や課題に気づき、関心を持ち、自分たちの地域をより良くしようという自然な思いの広がりや共有が生まれるよう、地域コミュニティを強化していきます。
- 地域において住民が主体となり、さまざまな団体や民間事業者等と連携した活動が活発に行われるよう、区がその環境の整備やきっかけづくりを支援し、地域の課題解決力を高めていきます。一方で、地域では解決できない課題については、区がその相談を包括的に受け止め、行政内部の各組織はもとより関連する専門機関や地域活動団体等の多機関が協働し、重層的な支援を行えるよう体制を構築していきます。
- 「中央区基本計画 2018」で示されている《多様な絆が融合した「プロアクティブ・コミュニティ<sup>1</sup>」の確立》をはじめとした基本的な方向性を掲げ、「さまざまな人々が集い、交流し、絆をつないでいく温もりのある豊かな地域社会づくり」を実現するための各施策を展開することにより、将来像【輝く未来へ橋をかける — 人が集まる粋なまち】を実現していきます。
- 地域共生社会の実現に向けて、基本計画で掲げる施策との連携を高めるとともに、関連する分野別計画との一体的な施策・事業展開により、これまで取り扱ってきた保健医療福祉分野に限定しない包括的取組を推進していきます。

<sup>1</sup> プロアクティブ・コミュニティ：自ら率先して地域における課題を解決し、快適な暮らしを実現していく社会

### 3 計画の位置付け

- 本計画は、「中央区基本構想」および「中央区基本計画 2018」を上位計画とします。
- 本計画は、社会福祉法第 107 条<sup>2</sup>に基づく「市町村地域福祉計画」です。
- 本区の「子ども・子育て支援事業計画」、「障害福祉計画」、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」及び「健康・食育プラン」といった福祉分野の各個別計画の上位計画であり、《地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項》を盛り込んだ保健・医療・福祉の総合計画とします。
- 本計画は、国、東京都および区の関連計画と整合を図っていきます。
- 中央区社会福祉協議会が策定する「中央区地域福祉活動計画」とは車の両輪の関係にあるため、相互に連携・協働することにより、一体的に地域福祉施策を推進していきます。

#### 《 計画の関連図 》



<sup>2</sup> 社会福祉法第 107 条（市町村地域福祉計画）：市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 包括的な支援体制の整備に関する事項

## 4 計画の期間

- 本計画の期間は令和2（2020）年度から令和8（2026）年度までの7年間とします。
- 今後は、本計画の見直しを行うタイミングをより関連の深い高齢者および障害者の法定事業計画の改定時期と合わせることにし、令和5（2023）年度に中間期の見直し、令和8（2026）年度に改定を行います。
- 令和9（2027）年度以降は、計画期間を6年間として前後期3年ごとに見直しを行っていきます。

	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028
基本計画	基本計画2013			前期				後期						
				基本計画2018										
保健医療福祉計画 （地域福祉計画）	第4次 2015				前期 第5次 2020(仮)7年				後期		第6次 (2027～6年)			
中央区障害福祉計画・ 障害児福祉計画(3年)	第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画・ 第1期障害児福祉計画		第6期 第2期		第7期 第3期		第8期 第4期				
中央区高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画(3年)	第6期			第7期		第8期		第9期		第10期				
中央区子ども・子育て 支援事業計画(5年)	第1期子ども・子育て支援事業計画				第2期				第3期					
中央区健康・食育プラン	プラン2013								プラン(2023～)					
社会福祉協議会 地域福祉活動計画				地域福祉活動計画 (2016～2020)				地域福祉活動計画 (2021～未定)						

## 第2章 区の現状

### 1 人口推計等

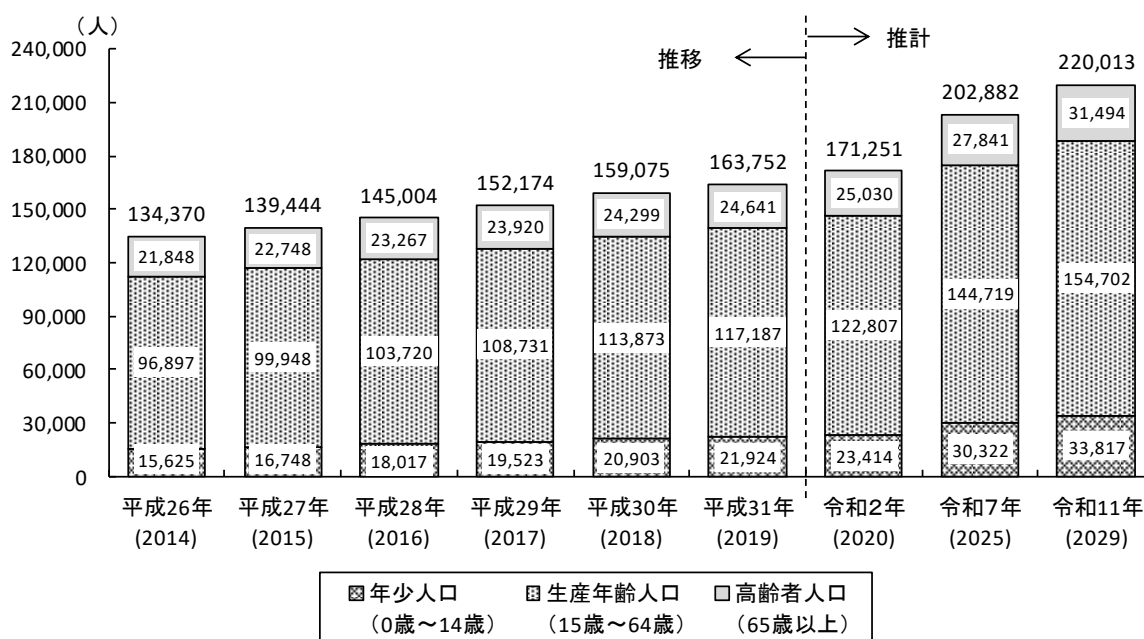
#### (1) 人口の推移と推計

##### ① 年齢3区分別人口の推移と推計

近年のマンション開発等による人口増加に加え、今後も東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会終了後の晴海地区における住宅開発等により人口は増加傾向にあり、令和6年（2024年）度には20万人、令和11年（2029年）度には22万人を超えると推計されます。

特に年少人口の増加が著しく、令和11年（2029年）には33,817人になると推計されています。一方、高齢者人口については、年少人口や生産年齢人口と比べると伸び率はゆるやかであるものの、令和11年（2029年）時点で31,494人まで増加することが見込まれます。

年齢3区分別人口の推移と推計（中央区）

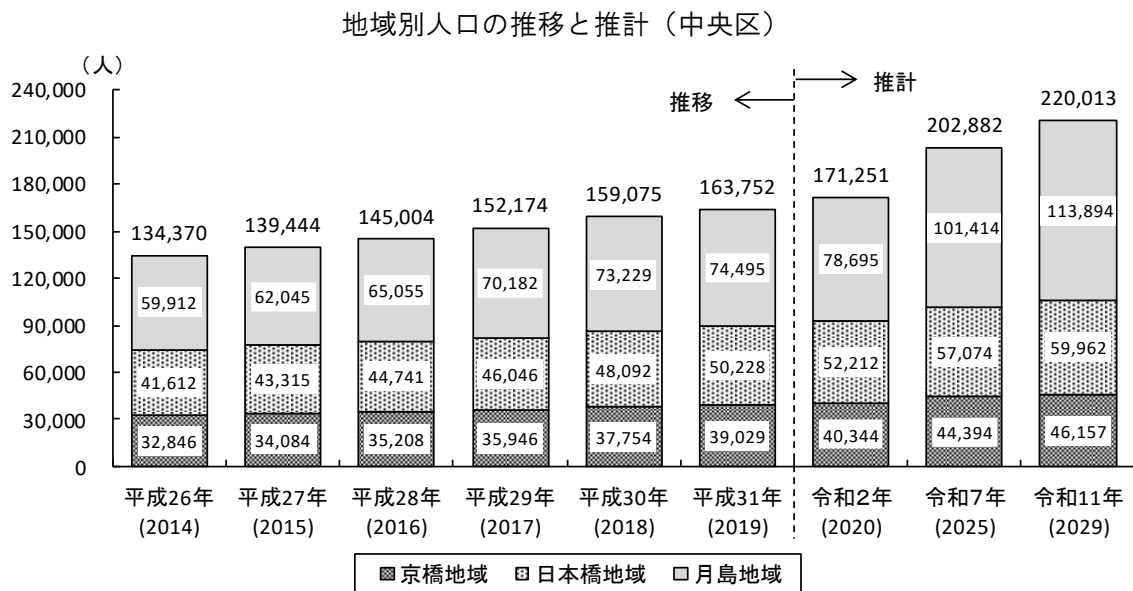


資料：中央区「住民基本台帳」（各年4月1日現在）  
※令和2年以降は区の推計値（平成31年4月1日現在の人口を基準人口として作成）



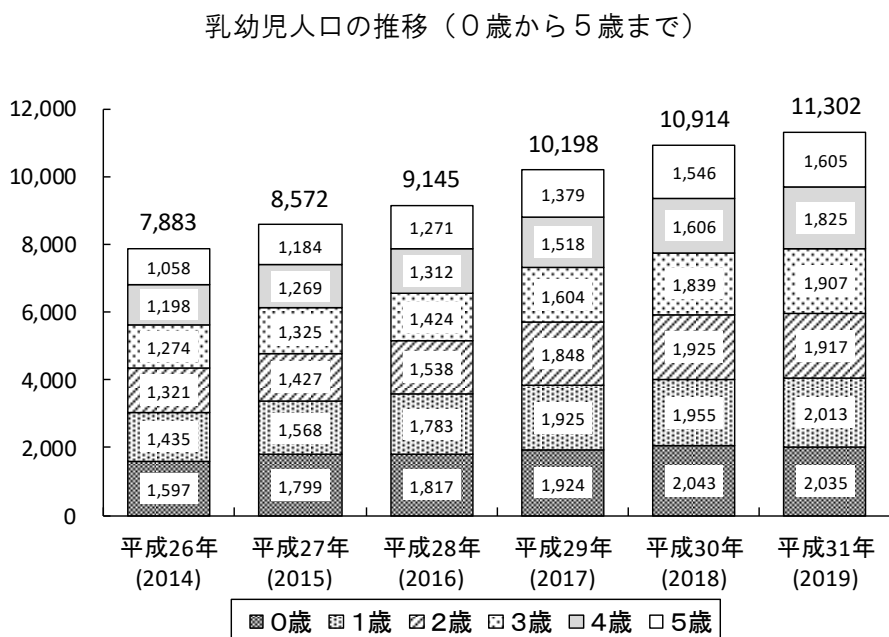
## ② 地域別人口の推移と推計

本区の地域別（京橋、日本橋、月島）人口は、いずれの地域の人口も増加傾向にあり、特に月島地域では人口の増加が著しく、令和11年（2029年）度には、月島地域の占める割合が全人口の半数を越える見込まれています。



## ③ 乳幼児人口の推移

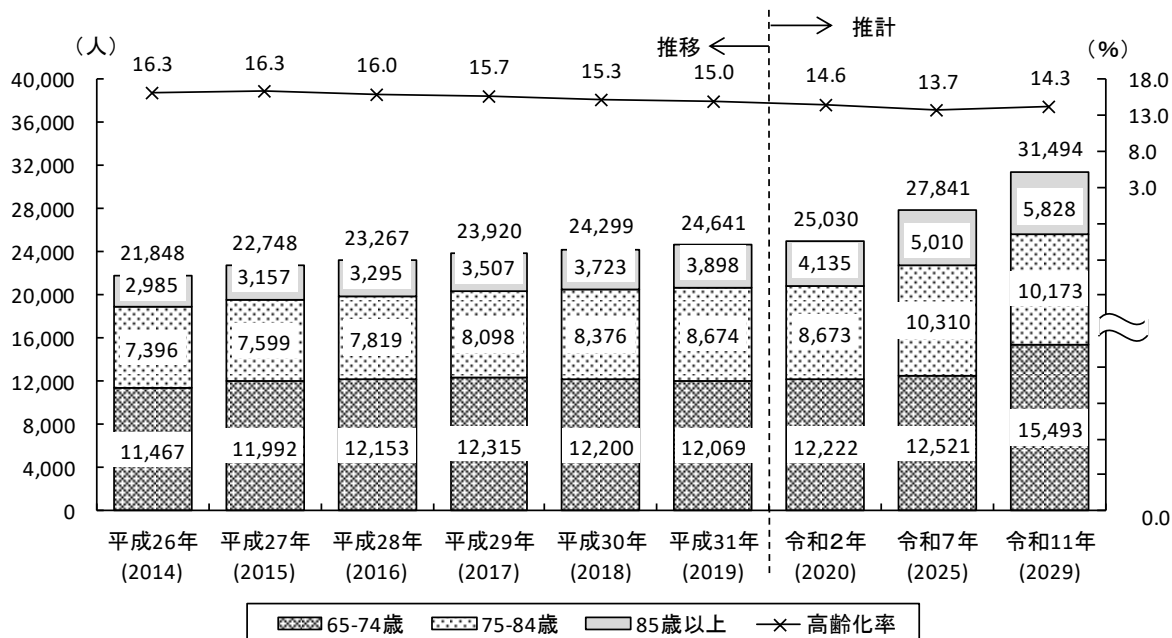
本区の乳幼児人口は増加傾向にあり、平成26年（2014年）度から平成31年（2019年）度までに3,419人増え、5年間で約1.43倍に急増しています。



#### ④ 高齢者人口の推移と推計

本区の高齢化率は全体の人口増加により低下していますが、高齢者の総数は、今後令和11年（2029年）までの10年間で6,853人増え約1.28倍となり、中でも75歳以上の後期高齢者は3,429人増加すると推計されます。

年齢区分別高齢者人口の推移と推計（中央区）

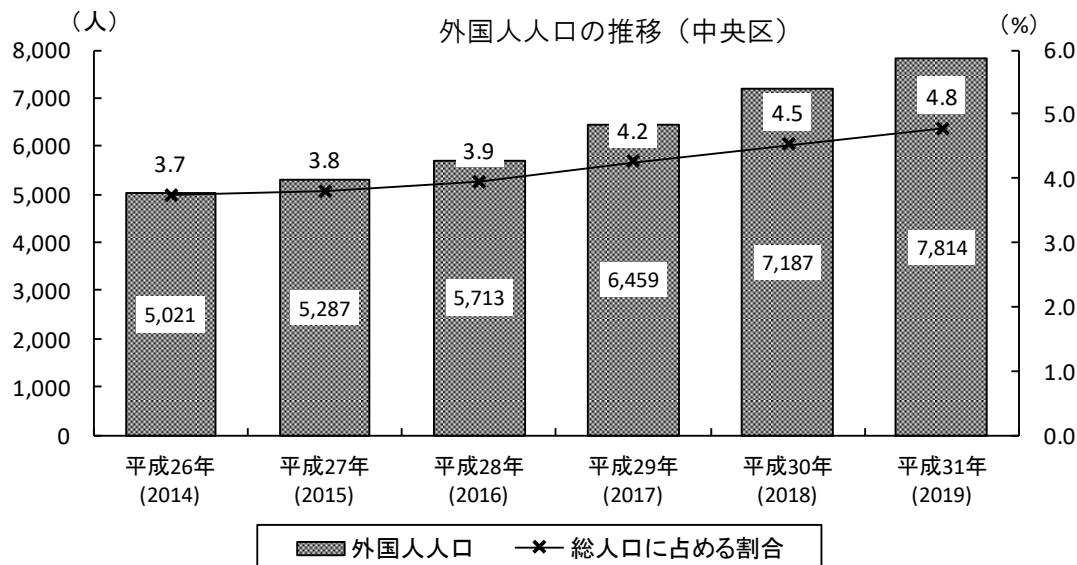


資料：中央区「住民基本台帳」（各4月1日現在）

※令和2年以降は区の推計値（平成31年4月1日現在の人口を基準人口として作成）

#### ⑤ 外国人人口の推移

本区的外国人人口は近年増加傾向にあり、平成26年(2014年)と比べると、平成31年(2019年)は約1.56倍の7,814人となり、総人口の約4.8%を占めています。



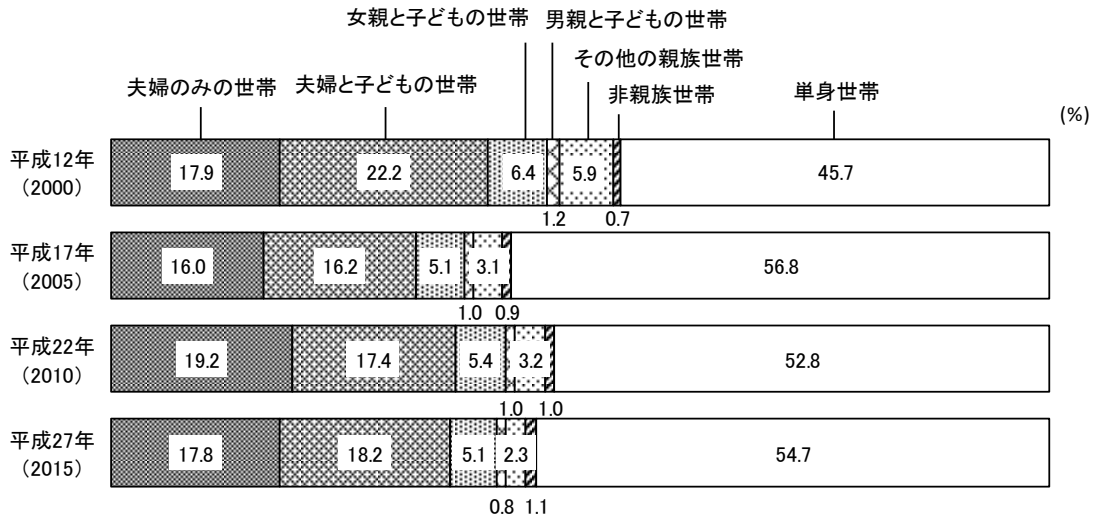
資料：中央区「住民基本台帳」（各年4月1日現在）

## (2) 世帯の状況

### ① 世帯構成

本区は単身世帯が多く、平成27年（2015年）では5割以上を占めています。

世帯構成（中央区）



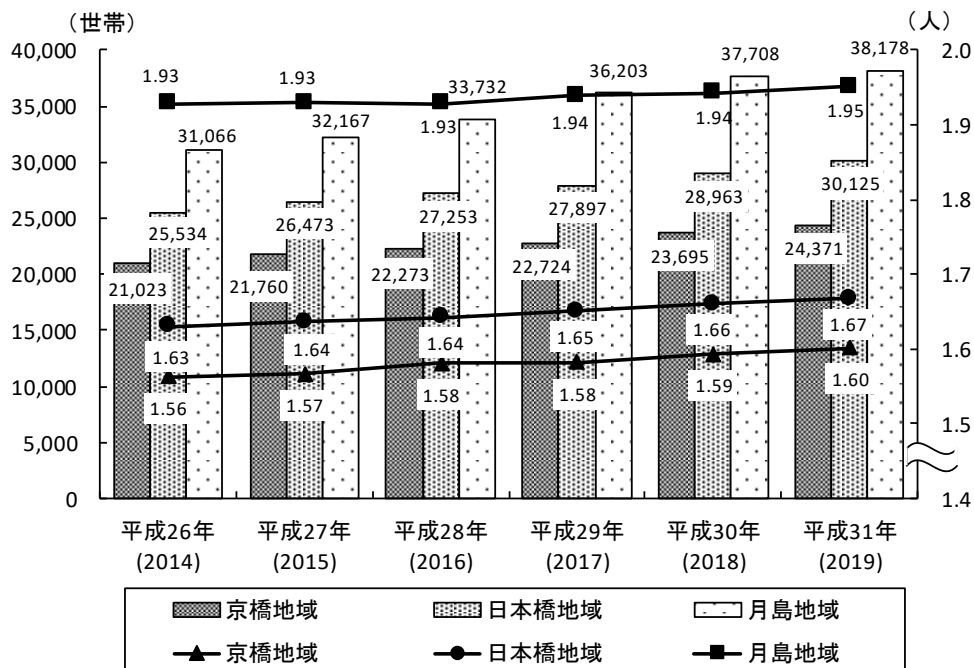
資料：総務省統計局「国勢調査」（平成12年、平成17年、平成22年、平成27年）

### ② 地域別世帯数および世帯人員の推移

本区の地域別世帯数を見ると、いずれの地域も増加しており、平成31年（2019年）の世帯数は、月島地域が38,178世帯で最も多くなっています。

地域別の世帯人員数は、月島地域が1.95人と最も多く、日本橋地域は1.67人、京橋地域は1.60人となっています。

地域別世帯数および世帯人員の推移（中央区）



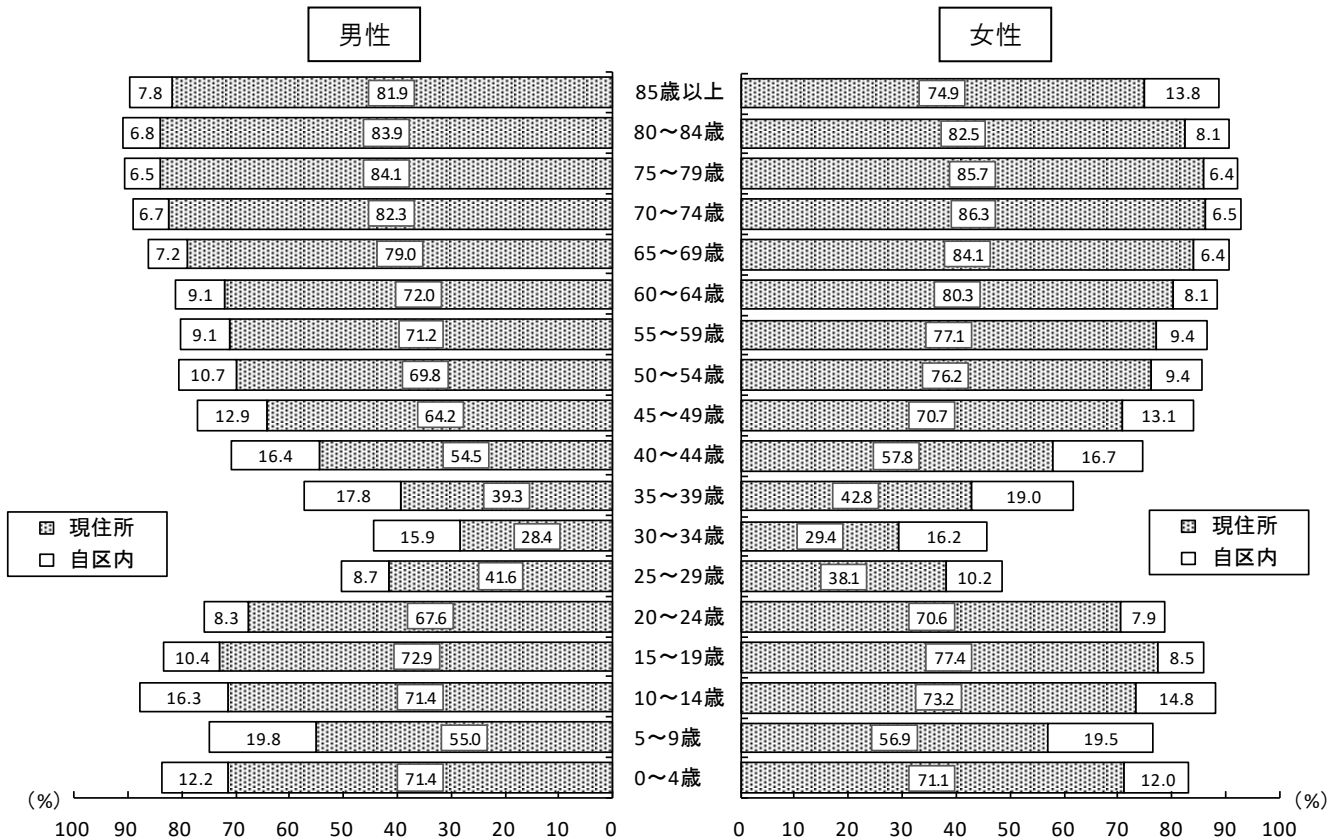
資料：中央区「住民基本台帳」（各年4月1日現在）

### (3) 定住率

本区の平成27年（2015年）の定住率を性別に見ると、30～34歳の男女の定住率が最も低く、男性は80～84歳、女性は70～74歳での定住率が最も高くなっています。

本区の定住率は39.7%であり、東京都区部の中でも、港区、千代田区に次いで、3番目に低くなっています。

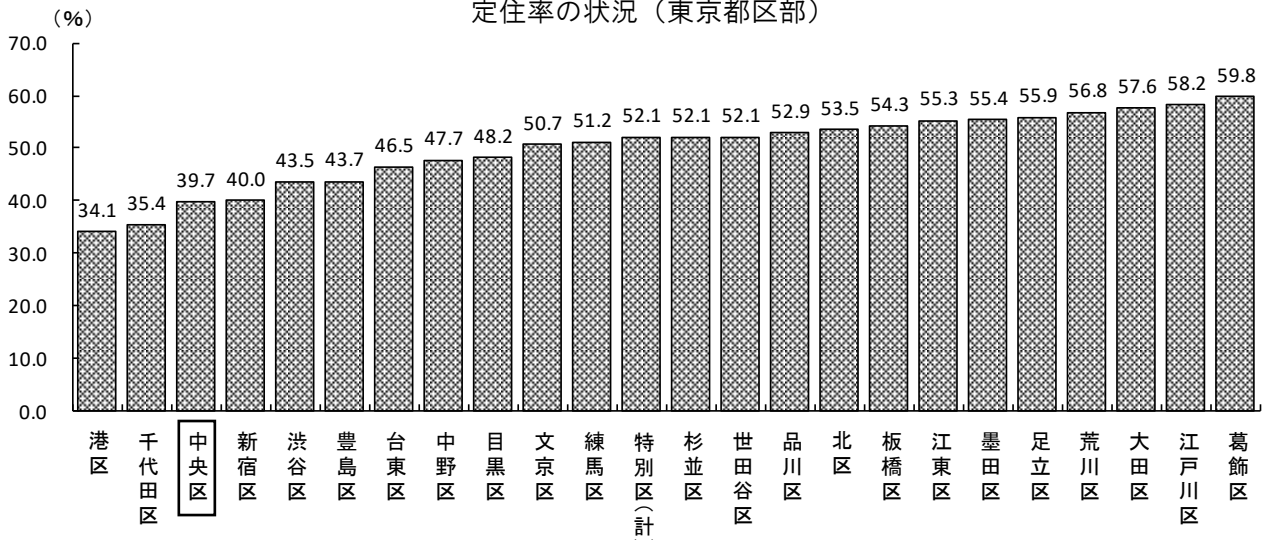
定住率の状況（中央区）



資料：総務省統計局「国勢調査」（平成27年）

※定住率は5年間現住所または区内に居住している割合。5歳未満は、出生後にふだん住んでいた場所による

定住率の状況（東京都区部）



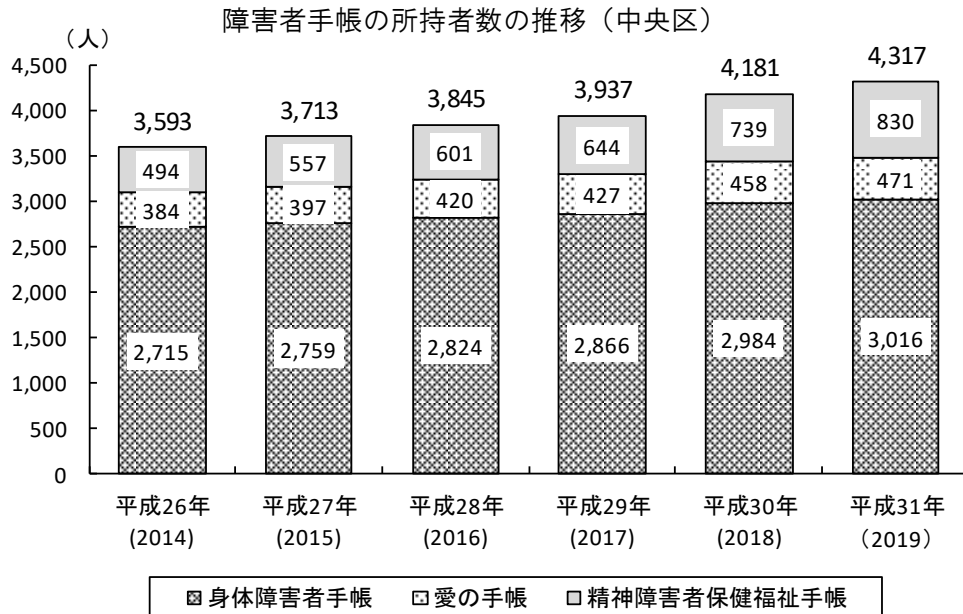
資料：総務省統計局「国勢調査」（平成27年）

## (4) 障害者・難病患者

### ① 障害者手帳の所持者数の推移

本区の障害者手帳の所持者数は、いずれの手帳所持者数も増加傾向にあり、合計数は平成26年(2014年)では3,593人でしたが、平成31年(2019年)は4,317人となっています。

身体障害者の障害部位別の内訳は、肢体不自由と内部障害が多く、肢体不自由は全体の約半数、内部障害は全体の約3分の1を占めています。



### 身体障害者手帳所持者数の推移 (部位別)

	総数	部位別				
		視覚障害	聴覚平衡機能障害	音声言語機能障害	肢体不自由	内部障害
平成26年(2014)	2,715	183	146	35	1,404	947
平成27年(2015)	2,783	182	160	37	1,441	963
平成28年(2016)	2,824	182	157	34	1,448	1,003
平成29年(2017)	2,866	189	156	39	1,442	1,040
平成30年(2018)	2,984	190	161	42	1,465	1,126
平成31年(2019)	3,016	193	162	43	1,452	1,166

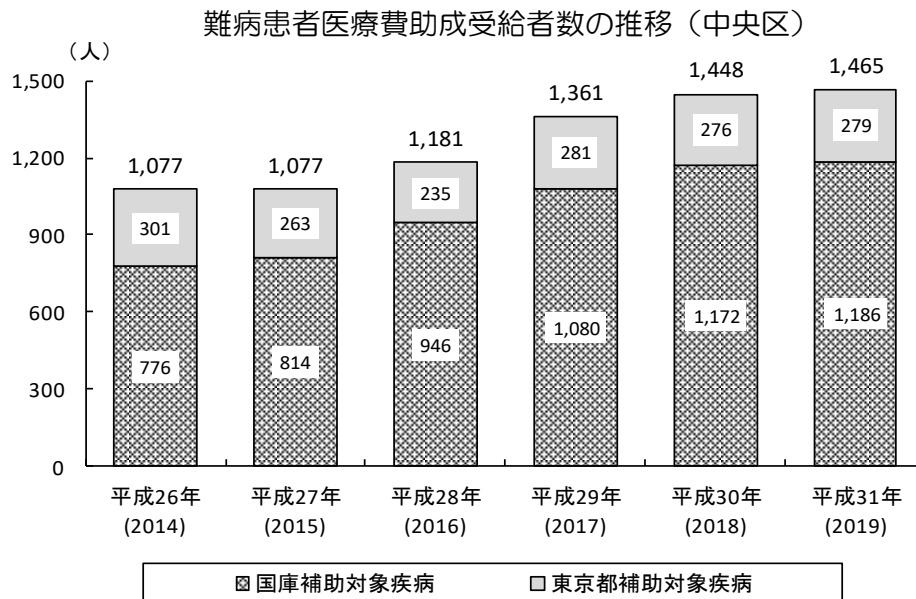
### 愛の手帳所持者数の推移 (等級別)

	総数	等級別			
		1度	2度	3度	4度
平成26年(2014)	384	19	91	120	154
平成27年(2015)	397	20	95	118	164
平成28年(2016)	420	22	96	124	178
平成29年(2017)	427	24	92	121	190
平成30年(2018)	458	24	106	124	204
平成31年(2019)	471	24	108	124	215

資料：中央区 (各年4月1日現在)

## ② 難病患者の状況

本区の難病患者医療費助成受給者数の推移は増加傾向にあり、平成26年（2014年）から平成31年（2019年）にかけて388件増加しており、平成31年（2019年）は1,465件となっています。

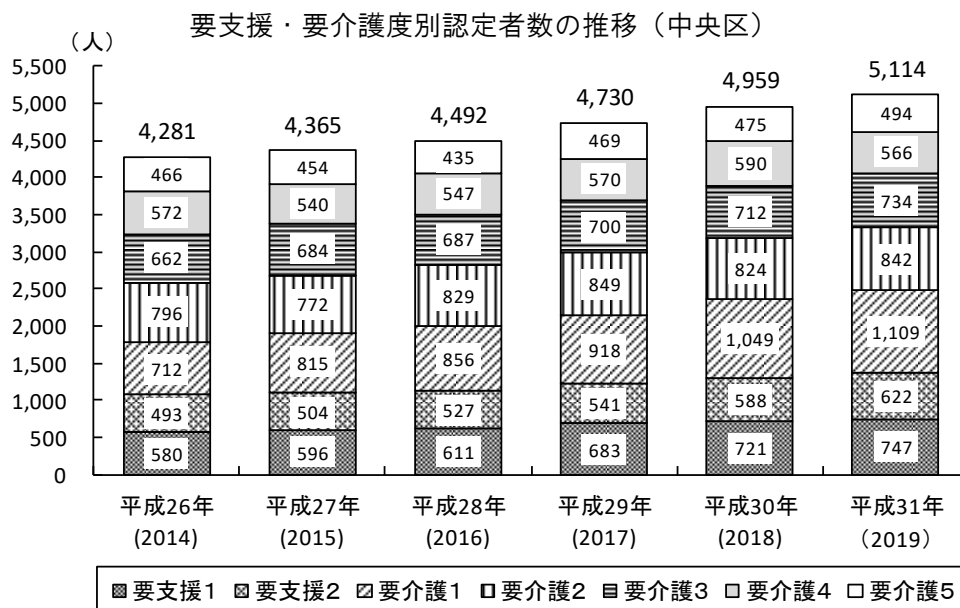


資料：中央区（各年4月1日現在）

## （5）高齢者

### ① 要支援・要介護認定者数の推移

本区の要支援・要介護認定者の総数は、平成26年（2014年）以降一貫して増加しています。また、平成31年（2019年）の要支援・要介護認定者数を平成26年（2014年）と比べると、要介護4を除く全ての要支援・要介護度で増加しています。特に、要介護1は約1.56倍に増加しています。



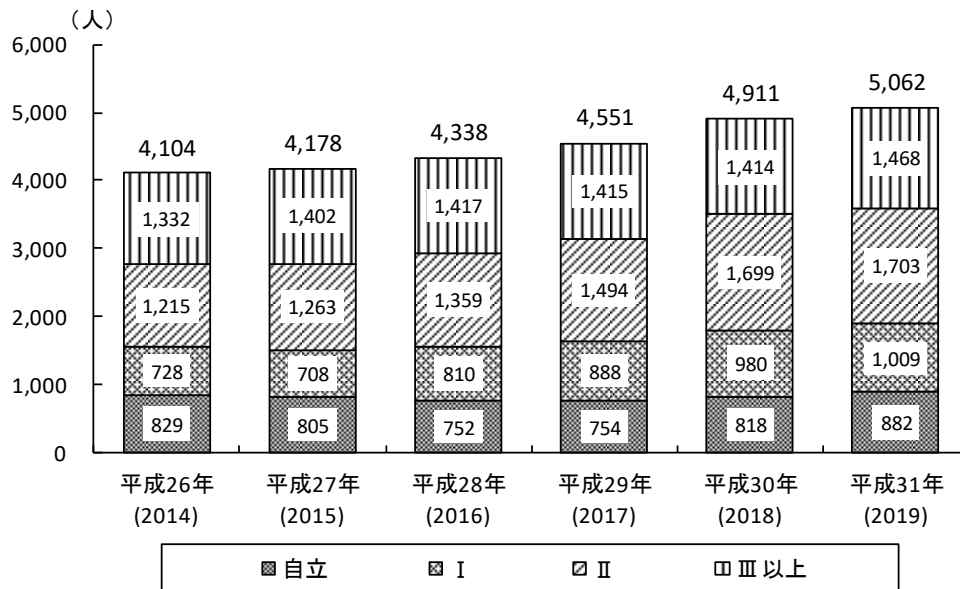
資料：中央区「介護保険事業状況報告」（各年3月31日現在）

※要支援・要介護認定者数は、第2号被保険者も含む

## ② 日常生活自立度別の認知症高齢者数の推移

要支援・要介護認定者のうち、日常生活自立度別の認知症高齢者数の推移をみると、生活に支障のある症状等がみられるⅡ以上の認知症高齢者数は、平成26年（2014年）から平成31年（2019年）にかけて624人増加し、平成31年（2019年）は3,171人となっています。

日常生活自立度別の認知症高齢者数の推移（中央区）



資料：中央区（各年3月31日現在）

※転入者で自立度が把握できない者を除いて集計

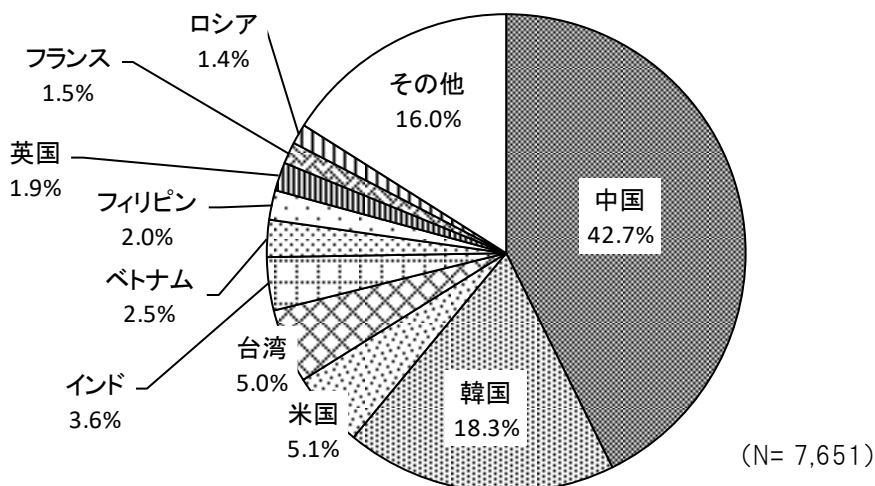
### 認知症高齢者の日常生活自立度

I	認知症を有するが、家庭内・社会で日常生活は自立
II	生活に支障ある症状等があるが、他者の注意あれば自立 a: 家庭外で、上記の状態がみられる b: 家庭内でも、上記の状態がみられる
III	日常生活に支障ある症状等があり、介護が必要 a: 日中を中心として、上記の状態がみられる b: 夜間を中心として、上記の状態がみられる
IV	日常生活に支障ある症状等が頻繁にあり、常時の介護要
M	著しい精神症状・周辺症状がみられ、専門医が必要

## (6) 外国人の状況

本区の外国人人口の国籍・地域別内訳は、「中国」が最も多く約4割を占めており、次いで「韓国」、「米国」、「台湾」となっています。

外国人人口の国籍・地域別内訳（中央区、上位10位）



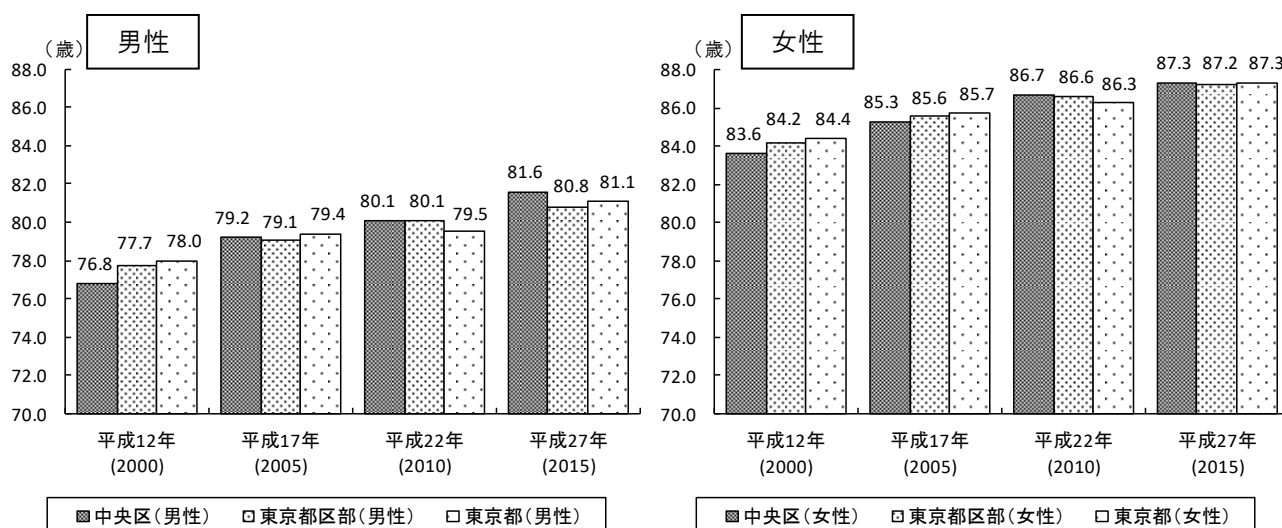
資料：東京都「外国人人口」（平成31年1月1日現在）

## (7) 寿命・死因

### ① 平均寿命

本区の平均寿命は、男女ともに平成12年（2000年）から平成27年（2015年）にかけて伸びています。

平均寿命（中央区、東京都区部、東京都）（性別）



資料：厚生労働省「生命表」（平成12年、平成17年、平成22年、平成27年）

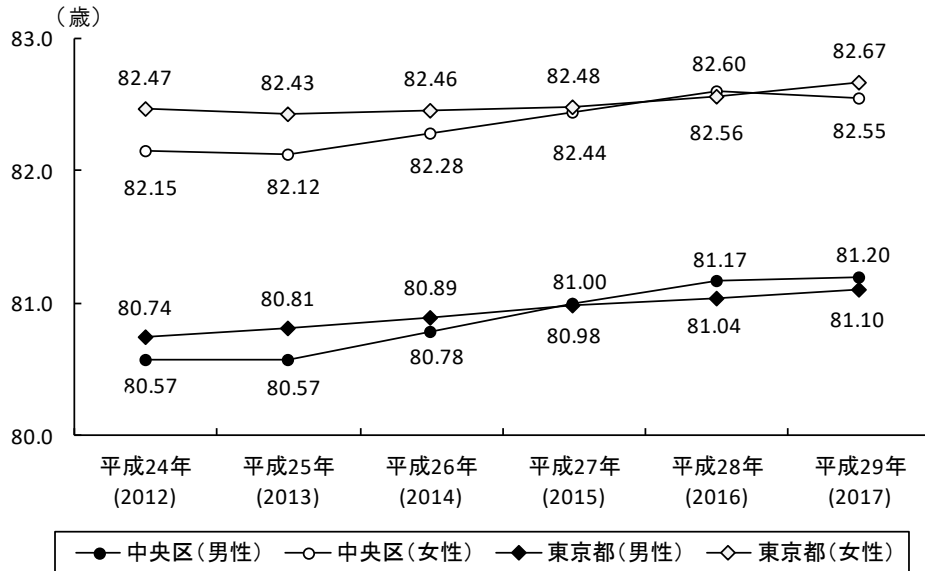


## ② 65歳健康寿命

本区の65歳健康寿命は男性より女性の方が長くなっています。

また、本区の平均寿命と65歳健康寿命を比較すると、男性は65歳健康寿命と平均寿命に大きな差は見られませんが、女性は5年程度の差がみられます。

65歳健康寿命の推移（中央区）



資料：東京都福祉保健局「都内各区市町村の65歳健康寿命」(各年)

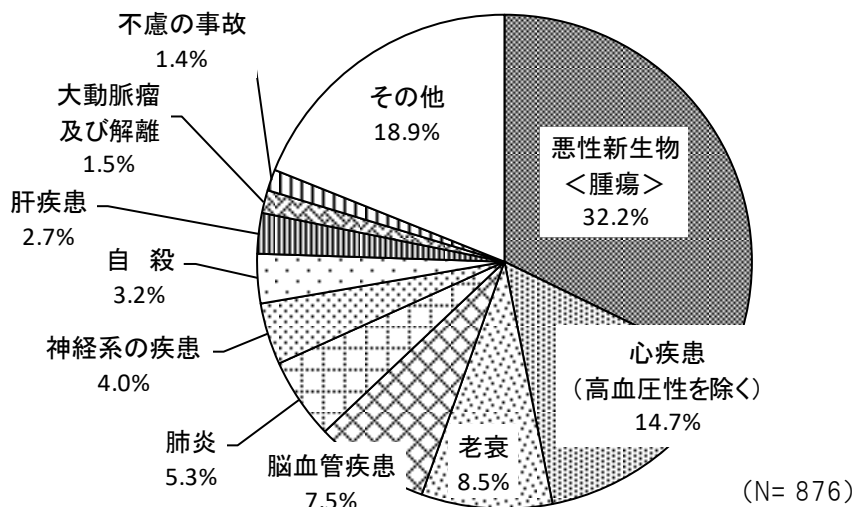
※65歳健康寿命(東京保健所長会方式)は、65歳の人何らかの障害のために要介護認定を受けるまでの状態を健康と考え、その障害のために認定を受ける年齢を平均的に表すもの。

65歳健康寿命(歳)=65歳+65歳平均自立期間(要介護認定を受けるまでの期間の平均、健康と考える期間)(年)

## ③ 死亡原因

本区民の死因は、悪性新生物が最も多く、3割を占めています。次いで心疾患、老衰が多くなっており、これらの上位3位の割合を合わせると5割を超えています。

死亡原因（中央区、上位10位）



資料：東京都福祉保健局「人口動態統計」(平成29年)

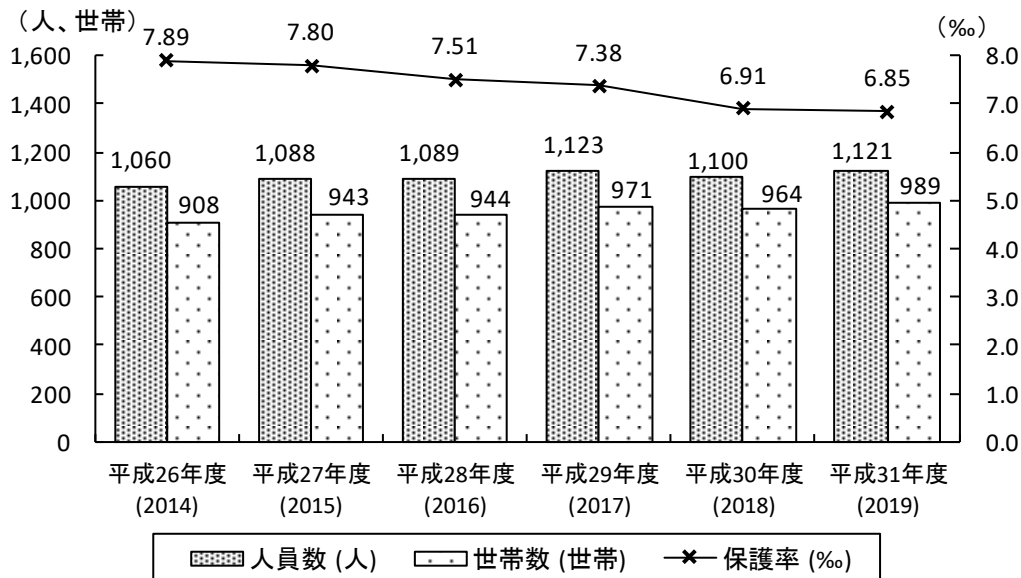
※令和2年以降は区の推計値(平成31年4月1日現在の人口を基準人口として作成)

## (8) 生活保護・生活困窮等

### ① 生活保護世帯・人員数と保護率

本区の生活保護世帯数及び人員数は、近年横ばいで推移しています。本区の人口が増加傾向であるため、保護率は低下傾向であり、平成31年(2019年)度は6.85%となっています。

生活保護世帯・人員数と保護率の推移（中央区）



資料：中央区（各年度4月1日現在）

※ 保護率とは、人口に占める生活保護受給者数の割合

※ %（パーセント）は千分率で、1,000分の1を1とする単位

## (9) 地域コミュニティ

### ① 地域別町会・自治会数

本区の地域別町会・自治会数は、京橋地域で63、日本橋地域で68、月島地域で45となっており、合計で176となっています。

地域別町会・自治会数（中央区）

地域	京橋地域	日本橋地域	月島地域	合計
団体数	63	68	45	176

資料：中央区（平成31年4月1日現在）

### ② 防災区民組織の状況

防災区民組織は平成31年(2019年)1月には154組織で、組織率は92.22%となっています。また、世帯数は平成31年(2019年)1月には89,693世帯で、組織率は97.65%となっています。

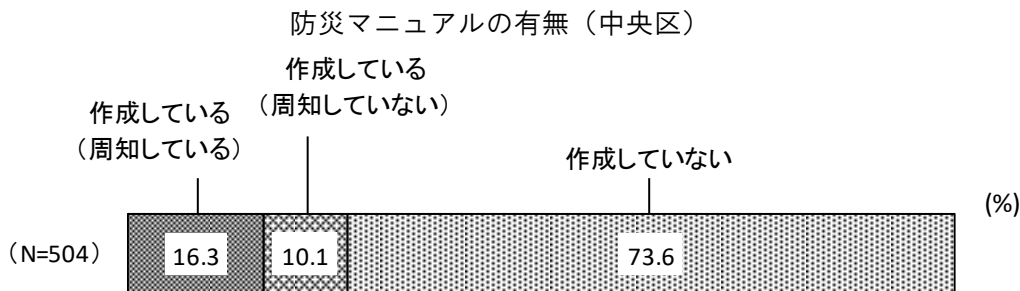
防災区民組織の状況（中央区）

地域	組織		未組織		組織率	
	組織数	世帯数	組織数	世帯数	組織数	世帯数
京橋地域	53	23,644	3	422	94.64%	98.25%
日本橋地域	57	29,518	7	270	89.06%	99.09%
月島地域	44	36,531	3	1,467	93.62%	96.14%
合計	154組織	89,693世帯	13組織	2,159世帯	92.22%	97.65%

資料：中央区（平成31年1月1日現在）※外国人を含んだ世帯数で算定

### ③ 防災マニュアルの有無

本区に分譲マンションが防災マニュアルを作成している割合は全体の4分の1程度の26.4%で、そのうち居住者へ周知しているのは16.3%に留まっています。

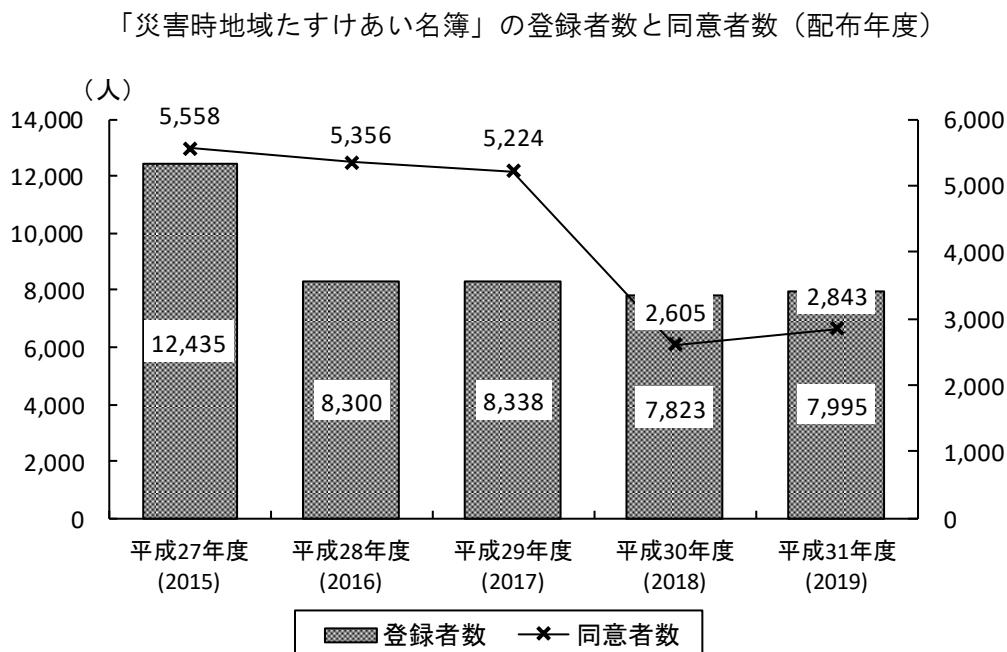


資料：中央区「分譲マンション管理組合アンケート調査結果」（平成28年）

### ④ 「災害時地域たすけあい名簿」の登録者数と同意者数の推移

本区の「災害時地域たすけあい名簿」の登録者数と名簿情報の外部提供同意者数の推移をみると、平成27年(2015年)8月1日に中央区地域防災計画の修正に伴って名簿の登録用件を変更した平成28年(2016年)度以降、登録者は8,000人前後で推移しています。

用件変更前の同意者は変更後も全ての方を継続して名簿に登録していましたが、平成29年(2017年)度に全対象者への同意継続の意思確認を行った結果、それまで5,000人台で推移していた同意者数は平成30年(2018年)度以降、3,000人未満で推移しています。



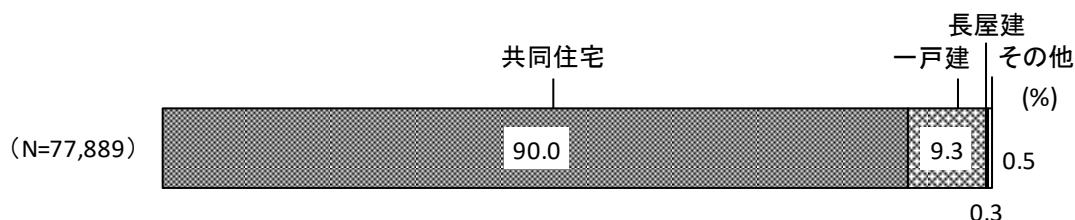
資料：中央区（平成31年3月9日現在）

## (10) 住まい

### ① 区民の居住形態

本区は、マンション(共同住宅)に居住している世帯の割合が非常に高く、平成27年(2015年)に90.0%に達しています。

共同住宅に居住している世帯の割合(中央区)



資料：総務省統計局「国勢調査」(平成27年)

### ② 空家の状況

本区の空家の状況は、平成25年(2013年)には賃貸や売却等の使用用途が明確になっている物件が約90%を占めており、戸数も調査年ごとに大きく増減していることから一時的な空き家と推測されます。

空き家数と空き家率の推移(中央区)

	平成15年		平成20年		平成25年	
	戸数	構成比	戸数	構成比	戸数	構成比
二次的住宅	720	13.5%	1,540	6.4%	1,240	12.7%
賃貸用住宅	2,930	55.0%	13,220	54.6%	6,040	61.7%
売却用住宅	260	4.9%	270	1.1%	1,260	12.9%
その他	1,420	26.6%	9,200	38.0%	1,250	12.8%
合計	5,330	100.0%	24,230	100.0%	9,790	100.0%

※二次的住宅とは、別荘(週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、ふだんは人が住んでいない住宅)と、その他(ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅)のこと。

※その他とは、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅などのこと。

資料：総務省統計局「住宅・土地統計調査」(平成15年、平成20年、平成25年)

---

## 2 関連分野における取組状況

---

### (1) 子ども・子育て

本区では人口増を背景に妊娠届出数や出生数が増加していますが、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業の体制を整備し、3～4カ月児までの母子の状況把握については、平成28(2016)年度から把握率100%を維持し、支援を必要とする母子に対して関係機関と連携してきめ細かいサポートを実施しています。

平成29(2017)年度からは、妊娠期から子育て期のさまざまな相談に対応するため、母子保健コーディネーターを配置し、相談体制の強化や機会の充実を図っています。

また、子どもの発達特性に応じた支援事業の拠点として平成30(2018)年4月には「子ども発達支援センター ゆりのき」を整備しました。個別・集団療育の実施、保健・医療・福祉・教育の連携による「育ちのサポートシステム」を構築するなど、保護者からの相談に対してきめ細かな支援を提供できる体制を整えています。

一方で、人口増に伴い乳幼児人口および保育ニーズは増加しており、区立施設の改築のほか私立認可保育所等の開設支援を積極的に行い保育定員を拡大しているものの、待機児童が発生しています。私立認可保育所の開設が続く中、保育士等を確保するため、保育士等の処遇改善や宿舎など働きやすい環境を整えるための補助制度の充実を図るとともに、巡回指導を通して、保育の質の確保に取り組みます。

また、育児の孤立化による負担感や不安感の解消を図るため、児童館などにおいて相談しやすい環境を整備するとともに、地域の中で子育て力を高めていけるよう子育て支援講座や家庭教育学習会等を実施し、保護者自身の意識啓発や学びの場を提供しています。青少年対策地区委員会や民生・児童委員などの地域の支援者による見守り・支援活動は、地域のつながりを深め、子どもたちの健全育成に寄与しています。

### (2) 障害者

障害者の社会的自立と社会参加を促進するため、家賃等助成制度によるグループホームの運営支援を行い、障害者の地域での生活の安定化を図りました。障害者就労支援センターが関係機関、事業者等と連携を図ることにより一般就労の実績をあげており、障害者の自立した生活と社会参加を促進することができました。また、企業向けセミナーを毎年開催し、雇用の現状や職場での対応方法などの情報提供を行い、障害者就労と職場定着を促進しました。

福祉センターにおいては、平成30(2018)年4月から重度障害者のための通所設備の拡充と事業内容の見直しを行うとともに、10月から利用定員を増加し、生活介護事業に移行しました。また、平成31(2019)年4月から利用時間を延長し、利用者の増加や重度化への対応を行っています。

さらに、「子ども発達支援センターゆりのき」を開設し、児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援の充実を図るとともに、「育ちのサポートカルテ」の本格運用を開始し、「育ちに支援を必要とする子ども」のライフステージに応じた一貫した支援体制を整えました。

さらに、基幹相談支援センター、精神障害者地域活動支援センター(ポケット中央)、子ども

発達支援センターを中央区保健所等複合施設内に集約し、障害に関するあらゆる相談に応じ、必要なサービスや支援につなげることができる体制の整備を進めています。

平成28(2016)年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、障害者差別解消に向けて、毎年、区の事務事業における取組の点検結果を踏まえ、「合理的配慮」の好事例などの情報共有を行い、対応力の向上を図っています。区民・事業者に対しては、区独自の啓発リーフレット、「障害者サポートマニュアル」「ヘルプマーク・ヘルプカード」の配布、講演会の実施などを通じて障害と障害のある方への理解を促進しています。

### (3) 高齢者

本区では、高齢者の身近な相談窓口として専門職種の相談員を配置したおとしより相談センターを京橋、日本橋、月島の3カ所に設置していますが、平成28(2016)年度に勝どき、平成29(2017)年に人形町の2カ所を増設し、相談体制を強化しました。

認知症高齢者は年々増加しており、認知症の方の継続的な在宅生活を支えるため、認知症ケアパスを作成・配布し、認知症に関する普及・啓発を行うとともに、「認知症サポーター」を養成し、認知症の方やその家族を温かく見守る地域づくりを進めてきました。平成29(2017)年10月に「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症の方を早期に診断し、適切なケアを行うことで、その家族を含めた初期の包括的支援が可能となりました。

また、平成28(2016)年度には、介護が必要になっても安心して生活できる住まいを確保するために、本区初のサービス付き高齢者向け住宅を開設しました。さらに、認知症高齢者グループホームおよび地域密着型特別養護老人ホームの令和2(2020)年度の開設に向けて準備を進めており、在宅生活が困難になった方のセーフティネットが充実しつつあります。

一方で、高齢者のいる世帯に占める単独世帯の割合が高い本区において、高齢者の在宅生活を支えていくため、平成29(2017)年度に「地域支えあいづくり協議体」を設置し、地域住民による支え合いの地域づくりを目指しています。こうした中、地域の支援者や事業者による見守りネットワークや、「高齢者通いの場」や「認知症カフェ」などの《支え手》《受け手》といった立場を固定的に捉えない地域活動の場づくりが進められています。

### (4) 健康・予防

若年期から区民一人一人の主体的な健康づくりへの関心を高めるため、30・35(サンマル・サンGO!)健康チェック、ママの健康チェックの実施などによる生活習慣病の早期発見や改善指導、正しい知識の普及に加えて、ライフスタイルが多様化するなか、日常生活における運動量を増やす取り組みを推進するためのウォーキングマップを作成し、区民の健康寿命の延伸に努めています。

また、健全な食生活の確立が健康づくりにつながることから、「食べよう野菜350運動、共食推進運動、噛ミング30(カミングサンマル)運動」を通じて、食に関する正しい知識の普及と栄養バランスのよい健康的な食生活を実践するための支援に取り組み、ライフステージに応じた食育を推進しています。

平成30(2018)年5月に策定した「中央区国民健康保険 第1期データヘルス 計画」においては、レセプトデータや特定健康診査データの分析により、被保険者の健康寿命の延伸や国民

健康保険制度の安定的な運営のためには、生活習慣病への対策や医療費の適正化にも取り組む必要があることが分かりました。

一方で、高齢期の介護予防施策としては、健康づくりの普及・啓発用ガイドブックを65歳以上の全高齢者世帯に配布するなど健康づくりに役立つさまざまな情報を提供するとともに、個人の心身機能の改善だけでなく身近な場所での社会参加を促すことにより、住民主体で健康づくり(介護予防)が行えるような取組として、平成29(2017)年度から「高齢者通いの場支援事業」を開始しより身近な場所での活動を支援しています。また、転倒予防や認知機能の向上などの効果が見込まれる区独自の介護予防プログラム「中央区粋なまちトレーニング」を新たに開発し、区民ボランティアを中心に広く普及を図っています。

また、口腔機能が低下すると、低栄養、フレイル(生活機能の低下)、要介護状態、肺炎を招きます。区では歯科健診の受診を促し、歯科疾患の早期発見、適切な口腔ケアや生活習慣の指導などを行い、継続した歯の健康づくりによる食べる機能維持の重要性について継続的に啓発するなど、生涯を通じた歯と口の健康づくりに取り組んでいます。

さらに、平成28(2016)年4月に自殺対策基本法が改正されたことを受け、中央区に関わるあらゆる人々の「生きづらさの軽減」を推進することを基本理念とし、ゲートキーパーの養成や関係機関との連携によるこころの健康づくりの推進などを盛り込んだ自殺対策計画を令和元(2019)年7月に策定しました。

## (5) 保健・医療

感染症対策にあたり、聖路加国際病院、民間救急事業者などと共同して、新型インフルエンザ患者発生時の対応訓練を実施し、区と関係機関との情報連携が高まるなど区が実施する対策を強化しています。風しんなどの流行中の感染症を中心に正しい知識や予防・対処方法に係る普及・啓発を行いました。また、感染力の強い麻疹について学校や保育園と連携を図り、予防接種の接種勧奨を行うほか、予防接種スケジュールの自動作成や接種日に勧奨などのメールを配信するサービスを実施し、接種忘れの防止や乳幼児の保護者の負担軽減を図ることで感染症予防を推進しています。

また、本区は都心の商業地域としての知名度や交通利便性の高さから、理容所、劇場、ホテル、民泊等不特定多数の人が利用する施設が多く存在しているため、食品、環境、医療の衛生関係施設への監視指導に努め、区内の衛生関係施設などにおける衛生水準を維持しています。

東京都が平成28(2016)年7月に策定した「地域医療構想」に基づく、2025年に向けた病床の機能分化・連携の影響により、さらに自宅や居住系介護施設などで医療・介護サービスの提供を受けながら療養生活を送り最期を迎える方が増加することが予想されます。在宅医療・介護連携の推進にあたっては、医療介護関係者の顔の見える関係づくりが重要であることから、平成30(2018)年度から医療介護関係者向けの多職種連携グループワークを新たに日常生活圏域ごとに実施しました。

災害時の医療体制の整備については、総合防災訓練において多職種によるトリアージ訓練を実施するなど連携強化を図っているところですが、引き続き緊急医療救護所の設置など災害時の応急救護体制の整備について関係機関を含めた協議を進める必要があります。

## (6) 地域コミュニティ

行政では対応しきれない個人やその世帯が抱える様々な生活上の問題を地域の課題として捉え、その地域生活課題を地域コミュニティが自ら率先して解決していく「地域力」の向上が重要であるとして、都心コミュニティの形成に向けた取組を進めています。

本区の町会・自治会は地域コミュニティの核であり地縁に基づく自主的な組織として、安全で安心できる住みよいまちづくりに重要な役割を果たしてきました。区では、町会等活性化支援情報誌の作成等による町会・自治会への加入促進活動の支援や町会・自治会が主体となっていく地域の手づくりイベントや盆踊りの支援などを通じ、良好なコミュニティの醸成と地域活動の活性化を図ってきました。

また、地域コミュニティ活動に寄与している町会・自治会などの担い手不足や高齢化への支援策として「地域のつながりづくりコミュニティ」担い手養成プログラムを実施し、「地域コミュニティの担い手養成塾」では、平成27(2015)年度からの4年間で67人の修了生を輩出し、一部の修了生はその後、さまざまな地域活動に取り組むなど、地域コミュニティの活性化を図っています。

一方で、勝どきテイルームにおいては、地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターが広報協力や各団体との連絡調整役を担い、地域住民が主体となって高齢者の通いの場や子育て支援活動、介護者交流会、孤食防止のための食堂など世代や種別を超えたさまざまな地域活動が定期・不定期に行われました。「住民主体による地域に開かれた活動」というコンセプトが地域に浸透し、地域課題の解決に取り組む住民活動の拠点として機能しました。

## (7) 生活困窮

生活に困窮する人の抱える問題は経済的困窮だけでなく、住まい、就労、障害、疾病、社会的孤立など複雑で多岐にわたるため、個別の状況に応じた具体的かつ包括的な支援が求められます。特に、本区においては生活に困窮している方の割合が低いという特徴がある中、支援を必要とする方が自ら相談しにくいという状況も考えられることから、潜在的ニーズを把握し支援につなげていくことが重要です。

平成27(2015)年4月の「生活困窮者自立支援法」の施行により、本区では生活支援課内に自立相談支援機関を設置し、生活保護に至る前の問題を抱える相談者に対して生活保護相談と連携した相談支援を行っています。

相談者の意思を尊重して作成する支援プログラムをもとに、生活困窮者自立支援制度における各事業を活用するほか、他法他施策を利用するために関係機関に同行するなど「伴走型の支援」を実施しています。

あわせて、生活困窮やひとり親家庭の子どもたちの学習支援にあたっては、学習・生活習慣の定着や自己肯定感を高める等の精神的ケアを図ることを目的に、ボランティアが児童・生徒の特性や学習の進捗状況に合わせた個別指導を真摯に行い、参加児童・生徒やその保護者からは高い評価を得ています。

## (8) 人権・男女共同参画

児童虐待の予防・早期発見や子どもの適切な保護・育成のために、相談しやすい環境を整備するとともに、児童福祉、保健医療、教育の各関係者および警察等から構成される要保護児童



---

対策地域協議会を設置して児童相談所も含めた各関係者との連携を強化したことにより、要保護児童等に対し、迅速に支援を行っています。また、障害者、高齢者の虐待に関する通報・相談窓口の啓発のほか、虐待が疑われるケースについては、関係機関と連携して問題解決に向け迅速に対応しています。

一方で、判断力に不安のある認知症高齢者、知的・精神障害者を対象に、社会福祉協議会の実施する福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理などの権利擁護支援事業や成年後見支援事業などにつなぐ支援を行うとともに、身寄りがない、虐待を受けているなどのケースで特に必要がある場合は、区長申立てによる法定後見制度を活用することで、本人の安全・安心の確保や財産の保全につなげています。

また、年齢、性別、国籍、障害の有無等のさまざまな違いを越え、相互に理解し支え合う共生社会についての理解や認識は、地域社会に浸透しつつありますが、いまだに偏見や差別、固定観念等により、社会活動に参加する機会を得られない人々もいます。本区では、《人権が尊重され、多様な生き方を認め合う社会の形成》などの目標を掲げた「中央区男女共同参画行動計画2018」を平成30（2018）年3月に策定しました。区民や事業者との協働のもと、性別等による役割分担の固定化や偏重をなくすための意識啓発を徹底するとともに、ワーク・ライフ・バランスのさらなる推進など、男女共同参画社会の形成に関する施策に取り組んでいます。

### 3 保健医療福祉等各分野に共通して取り組むべき課題

地域社会や区を取り巻く状況、社会福祉法の改正の趣旨を踏まえ、中央区保健医療福祉計画推進委員会から地域福祉を推進していくために各分野において共通して取り組むべき課題として、以下の12項目の報告がありました。

#### (1) 包括的な相談支援体制の整備

複合的な課題や制度の狭間にある課題などを「丸ごと」受け止め対応していくためには、単に相談窓口を一本化するのではなく、行政をはじめとする相談支援機関の連携および地域のネットワーク化などにより、制度・分野の縦割りや支え手・受け手といった関係を超えた「つながり」を構築し、支援者同士の情報共有や身近な地域での見守りネットワークを強化するなど、包括的に支援していく体制づくりや取組などについて検討し、具体化していく必要があります。

#### (2) 地域のささえ合いの仕組みづくり

高齢者や障害者はもとより、孤立する子育て家庭や8050世帯、外国人など支援を必要とする人について、近隣の住民などが生活者の視点でいち早く気づいた生活課題を行政や関係機関につなぐ仕組みの構築が求められています。

新たに転入した住民と従来からの地域コミュニティとのつながりの構築や多世代交流など、「住民主体による地域に開かれた活動」が全区的に地域の拠点で展開できるよう支援するとともに、地域における支援者がお互いの役割を理解し合いながら、情報共有や連携を図るための仕組みづくりを推進し、生活課題を抱える世帯の個々のケースに応じて地域との連携により課題の解決や必要な機関へつなぐことができるよう、身近な地域の中で重層的な見守りネットワークの構築を進めていく必要があります。

#### (3) 地域の担い手確保

共働き世帯の増加や就業形態、価値観の多様化に伴う地域活動への関わり方の変化などにより、地域コミュニティにおける担い手の確保は喫緊の課題です。

地域における見守りや支え合い活動の中心的役割を担う町会・自治会役員、地域ボランティアは、多くが高齢化に伴う担い手不足を課題として抱え、見守り体制の維持が困難な団体、活動費不足を訴える団体などもあり、活動を維持・発展させるための支援策が必要です。

地域の担い手やサポーター養成講座の実施にとどまらず、意欲があるものの実際の活動に踏み出せずにいる人も多いため、安心して地域活動に参加できる仕組みが必要です。

加えて、社会貢献活動への関心を高めている企業などの力をいかした地域活動をより一層促進していくことも重要です。

#### (4) 専門職の人材確保

保育士や介護職員をはじめとした福祉全般の人材不足が顕在化しているため、区内福祉サービス事業所の人材の確保・育成への支援強化が必要です。保健・医療・福祉などの専門職の確保・定着を図ることに加え、医療・福祉関係者等関係機関の連携の推進により、限られた専門

---

職のサービスを効果的・効率的に提供できるような環境の構築に努めていく必要があります。

### **(5) 福祉サービスの質の確保**

今後も増加が見込まれる保育、障害福祉、介護の各種サービスの質の維持・向上を図るためには、各サービス事業者の実地指導検査における検査・指導・助言等を行う担当職員のスキル向上を図り、検査などを適切に実施する必要があります。

また、利用者が施設を選ぶ際の一助となる福祉サービス第三者評価については、受審が一部の事業者に限られているため、受審助成制度の周知による利用の促進を図るほか、福祉サービス苦情相談窓口の設置についても利用者へ十分情報が伝わるよう周知方法の改善が必要です。

### **(6) 保健・医療・福祉・生活関連分野の連携**

地域共生社会の実現に向けて、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなどの生活関連分野を含めた一体的な施策・事業展開による多職種・多機関の連携を強化していく必要があります。支援に切れ目や隙間が生じないように、個々のケースに応じた支援チームが分野を超えて有機的に機能する地域連携の体制づくりが必要です。

都心区である中央区は、地域生活を支援する関係機関や事業所などさまざまな資源がありますが、有機的な結びつきが十分ではないため、連携をさらに強化し、支援体制を充実していく必要があります。

### **(7) 効果的な情報発信と受信**

障害者や高齢者はもとより外国人などの情報弱者への確に情報提供できるよう、さまざまな媒体の活用や民生・児童委員をはじめとした身近な支援者や関係機関に協力を得るなど、情報発信の強化を図る必要があります。近隣の住民などが生活者の視点でいち早く気づいた生活課題を行政や関係機関につなぐ仕組みづくりが重要な課題です。

一方で、子育てや家族の介護を担う世代へ適時適切に情報提供を行う必要があります。情報の即時性や拡散性の高いSNSの活用などにより、必要な方へ積極的に情報を届ける手段を民間企業等と連携するなど充実が求められています。

### **(8) 権利擁護・虐待防止**

平成28(2016)年に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の趣旨に沿って、成年後見制度のさらなる利用促進を図るため、社会貢献型後見人の養成や地域連携ネットワークおよびその中心となる中核機関を整備していく必要があります。一人暮らし等の高齢者が多い本区では、認知症高齢者等の増加を見据えて、弁護士会等の専門職団体と連携し本人を含む世帯全体の課題や困難事例への対応力を強化していく必要があります。

また、高齢者、障害者等の虐待通報に遅れないよう虐待防止マニュアル等を活用した事業所等への普及・啓発など、早期発見・早期対応につなげる体制づくりが求められます。さらに、児童虐待相談件数が増加する中で、児童福祉法の改正により児童相談所から区への事案の送致が新設され、区が対応すべき案件が増えることが想定されます。関係機関との連携や子ども家庭支援センターにおける支援体制を強化するとともに、体罰や暴言を使わない子育てについて保護者の理解を深めていく必要があります。

## (9) 生活困窮者等の自立支援

生活に困窮する人の抱える問題は複雑で多岐にわたるため、個別の状況に応じた具体的かつ包括的な支援が求められます。

特に、中央区においては生活に困窮している方の割合が低いという特徴がある中、支援を必要とする方が自ら相談しにくいという状況も考えられることから、潜在的ニーズを把握し、子どもの学習支援など貧困の連鎖を断ち切る支援につなげていくことが重要です。

今後、社会や地域に潜在する生活困窮者を相談の場につなげる方法や、相談の内容に迅速・的確な支援が行えるよう関係機関等との連携強化や支援員のコーディネートの向上策のための方策を検討する必要があります。

## (10) 在宅療養支援

東京都が平成28(2016)年に策定した地域医療構想に基づく2025年に向けた病床の機能分化・連携の影響により、自宅や居住系介護施設などで医療・介護サービスの提供を受けながら療養生活を送り最期を迎える方が増加することが予想されます。加えて、高齢者人口、特に後期高齢者の増加に伴う在宅療養者の増加も見込まれるため、区における在宅療養生活の継続や看取りのニーズに応える環境を整備していくことが求められています。このため、難病患者や医療的ケア児などを含めた区内の在宅医療・介護ニーズと資源の把握に努め、サービスの確保策を一層強化していく必要があります。

また、在宅での療養が必要となったときに、区民一人一人が在宅医療や介護のサービスの適切な選択、人生の最終段階における過ごし方について考える機会をつくるためにも、幅広い年齢層への在宅医療の普及・啓発に取り組んでいく必要があります。

## (11) 災害時の要配慮者支援

災害時に要配慮者への支援が適切に実施されるためにも防災区民組織での取組状況に関する調査や先駆的な取組事例の紹介など、全区的な展開に向けた継続的な働きかけが必要です。

また、災害時に適時・適切な支援を実施するためには、日頃から要配慮者と地域とが関わりを持つことが重要です。民生・児童委員、防災区民組織(町会)、警察、消防署等に配布される「災害時地域たすけあい名簿」については、個人情報に配慮しながら、防災拠点訓練等において安否確認訓練を実施するなどの効果的な活用法の検討や、名簿を提供することに同意する方を増やすための取組を強化していく必要があります。

## (12) 心のバリアフリー

東京2020大会の開催やその後も見据え、「障害者差別解消法」が目指すすべてのひとが障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた地域づくりを推進していくためには、幼い頃から高齢者や障害者と相互交流や共同学習する機会を設けるなど、学校、家庭、職場などあらゆる場において福祉教育を実施するほか、地域における見守りや支え合い活動への地域住民の参加促進などを通じて「心のバリアフリー」を推進していく必要があります。

## 第3章 基本理念と施策体系

### 1 基本理念・基本目標

#### 《基本理念》

みんなが支えあい、自分らしく暮らせるまち・中央区

#### 《基本目標》

- 1 住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまちを目指します。
- 2 だれもが生きがいや役割をもって活躍できるまちを目指します。
- 3 地域のつながりを深め、孤立のないまちを目指します。
- 4 お互いの違いを認め合い、差別や偏見のないまちを目指します。
- 5 保健医療福祉等必要なサービスが切れ目なく提供されるまちを目指します。

### 2 基本施策

#### 1 地域包括ケアのしくみづくり

住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現を目指して、高齢者施策において取り組んできた地域包括ケアシステム（地域を基盤とした包括的支援の仕組み）を基本的考え方とし、子どもや障害者などの制度や分野を超えて普遍化し、発展させていきます。

#### 2 気づきあい支えあいつながる地域づくり

区民一人一人が互いに認め合い、地域の困りごとに気づき、関心を持ち、我が事としてとらえ、地域の多様な資源を活用しながら解決に向けて支えあう地域づくりを進めます。

#### 3 地域生活を支える保健医療福祉の基盤づくり

地域において自立した生活を支える保健、医療、福祉のサービスの充実等を図り、地域福祉を推進していくための基盤を強化します。

### 3 施策の体系

基本理念

基本施策

施策の方向性

みんなが支えあい、自分らしく暮らせるまち・中央区

1 地域包括ケアのしくみづくり

(1) 包括的相談支援体制の構築

(2) 健康づくりの推進

(3) 在宅療養支援の推進

(4) 生活支援サービスの充実

(5) 多様な住まい方の支援

2 気づきあい支えあいつながる地域づくり

(1) 地域コミュニティの活性化

(2) 地域の担い手や活動団体の育成・支援

(3) 重層的見守りネットワークの充実

(4) 心のバリアフリーの推進

3 地域生活を支える保健医療福祉の基盤づくり

(1) 地域保健医療体制の整備

(2) 健康危機管理対策の推進

(3) 福祉サービスの質の向上・人材確保

(4) 生活困窮者等の自立支援

(5) 権利擁護の推進

(6) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

## 主な取組

①身近な地域で相談を包括的に受け止める場の整備／②相談支援包括化のための多機関連携強化／③包括的・継続的マネジメント支援の推進／④ソーシャルワーク機能の向上／⑤アウトリーチ（地域に向く支援活動）による支援の充実

①生涯を通じた健康づくりの推進／②介護予防・日常生活支援総合事業の充実／③ライフステージに応じた食育の推進／④歯と口腔の健康づくりの推進／⑤こころの健康づくりの推進

①在宅医療・介護連携の推進／②在宅療養生活を支えるサービスの充実／③認知症施策の推進／④医療的ケア児者の支援／⑤難病・がん患者の支援／⑥在宅療養の普及・啓発

①生活支援コーディネーターによる生活支援体制の整備／②地域福祉コーディネーターによる地域活動の支援／③多様な主体による生活支援サービスの充実／④地域公益活動に取り組む社会福祉法人との連携強化／⑤地域ケア会議の活用

①高齢者や子育て等に適した住宅供給の促進／②区立住宅の管理の適正化／③配慮が必要な人に対応した安全・安心な住まいへの支援／④住み替え支援／⑤生活困窮者の住まいの確保支援・⑥グループホーム等の整備

①さまざまな主体による活動の推進／②多世代交流の促進／③地域活動拠点の整備／④地域における防災・防犯活動の支援／⑤商店街・スポーツ振興を通じたコミュニティ機能の強化

①地域の担い手の養成／②さまざまな主体との協働の推進／③ボランティア活動の支援／④企業・NPO等の社会貢献・地域貢献活動の支援／⑤地域福祉コーディネーター（CSW）・生活支援コーディネーターによる地域活動の支援（再掲）

①民生・児童委員の活動支援／②青少年の健全育成支援、家庭教育支援／③町会・自治会・マンション管理組合等による見守り体制の推進／④ささえあいサポーター、認知症サポーター等の拡大／⑤民間事業者等との協定締結による見守り体制の推進／⑥地域の支援者のネットワーク化

①福祉教育の推進／②障害者等の参加・交流機会の充実／③多様性を認め合うまちづくりの推進／④多文化共生の意識醸成／⑤男女共同参画の推進

①かかりつけ医等の普及／②緊急医療体制の確保／③災害時の応急救護体制の整備／④福祉避難所の体制整備／⑤災害時要配慮者の支援

①感染症対策の推進／②衛生的な環境の確保／③食生活の安全確保／④医事・薬事の安全確保

①サービス事業者の支援・指導の強化／②第三者評価、指定管理者評価等によるサービスの質の向上／③苦情相談窓口の周知／④福祉専門職等人材の確保

①暮らしと仕事の自立支援／②ひとり親家庭の自立支援／③子ども・若者の学習支援／④ひきこもり支援

①人権尊重／②児童虐待防止／③高齢者・障害者の虐待防止／④成年後見制度の利用促進

①情報バリアフリーの強化／②人にやさしい空間づくり／③子どもを守る安全なまちづくり

## 第4章 施策の方向性

### 基本施策1 地域包括ケアのしくみづくり

#### ●高齢者施策で推進してきた地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現を目指し、住まい、医療、介護、予防、生活支援等のサービスや支援が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の考え方が、地域における制度横断的な包括的支援という仕組みとして高齢者の分野で発展してきました。中央区においては、身近な日常生活圏域ごとにおとしより相談センター(地域包括支援センター)を核とした総合相談支援の実施に加えて、地域の支援者や事業者による見守りネットワークや「高齢者通いの場」や「認知症カフェ」などの《支え手》《受け手》といった立場を固定的に捉えない地域活動の場づくりを進めています。

#### 地域包括ケアシステムについて

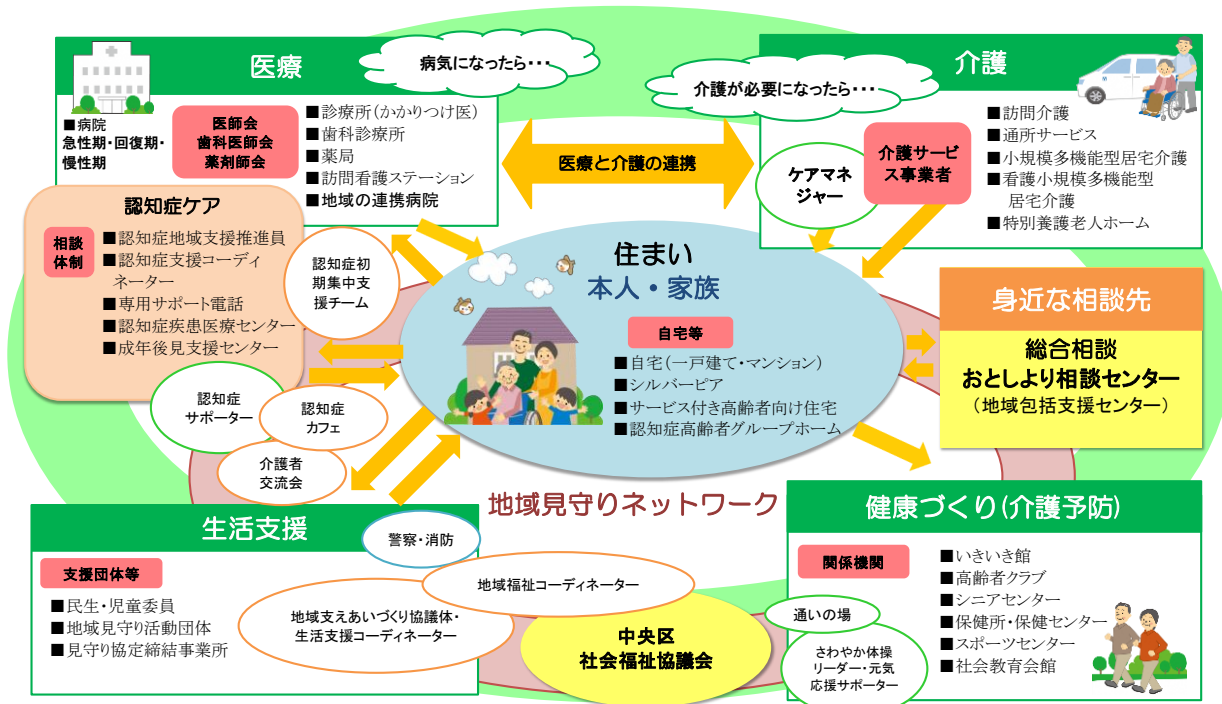
- この植木鉢図は、高齢者の分野における地域包括ケアシステムの5つの構成要素(住まい・医療・介護・予防・生活支援)が相互に関係しながら、一体的に提供される姿として図示したものです。
- 本人の選択が最も重視されるべきであり、本人・家族がどのように心構えを持つかという地域生活を継続する基礎を皿と捉え、生活の基盤となる「住まい」を植木鉢、その中に満たされた土を「介護予防・生活支援・生活支援」、専門的なサービスである「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」を葉として描いています。
- 介護予防と生活支援は、地域の多様な主体によって支援され、養分をたっぷり蓄えた土となり、葉として描かれた専門職が効果的に関わり、尊厳ある自分らしい暮らしの実現を支援しています。



出典：厚生労働省作成資料より抜粋



中央区の高齢者施策における地域包括ケアシステムのイメージ図



出典：中央区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画より（一部加工）

●地域包括ケアシステムの普遍化

一方で、近年、核家族化や地域コミュニティの希薄化など社会構造の変化により、ひきこもり期間の長期化がもたらす「8050問題」<sup>3</sup>、子育てと介護の「ダブルケア」、高齢の親と障害のある子が抱える困難など、個人や世帯単位で複数の課題を抱え、複合的な支援を必要とするケースが増えてきました。加えて、公的な支援の要件を満たさない制度の狭間や、社会的孤立といった課題も顕在化してきており、公的サービスだけでなく民間サービスやボランティア等によるサポートを適切に組み合わせて対応していく必要性に迫られています。

このような状況を踏まえ、本区においても、地域包括ケアシステムの対象を高齢者のみならず、子ども、子育て家庭、障害者、生活困窮者、外国人、その他支援を必要とする人全体へと広げ、制度や分野を超えた共通の考え方として普遍化していくことで、様々な生活課題を抱えた方々を地域全体で支える「地域共生社会」の実現につなげていきます。

<sup>3</sup> 8050（はちまるごーまる）問題：本人が安定した収入がないまま50代となり、養ってきた親も80代となって働くことが難しくなり、孤立や困窮に追い込まれてしまう世帯の問題のこと。

## 施策の方向性

すべての人を対象とする地域包括ケアシステムの構築に向けて、住まいを基盤とした医療、介護、予防、生活支援といった重要な構成要素を強化し、公的・専門的な相談支援機関と地域における支え合いが連携・協働した包括的かつ継続的な相談支援体制を整備するため、以下の5つの視点から施策を推進していきます。

- (1) 包括的相談支援体制の構築
- (2) 健康づくりの推進
- (3) 在宅療養支援の推進
- (4) 生活支援サービスの充実
- (5) 多様な住まい方の支援

### (1) 包括的相談支援体制の構築

#### 現状と課題

近隣同士やマンション管理人、民生・児童委員等の地域の支援者が、日頃の生活や見守り活動の中から課題を抱えた人に気づいたときに、地域の支え合いだけでは解決が難しい場合には、公的機関や専門機関につなぎ、適切な支援やサービスを提供していくことが重要です。

今回、計画策定にあたり実施した「相談支援機関ヒアリング調査」および「地域活動者・団体グループインタビュー調査」では、対象や分野ごとに相談窓口・組織が分かれており、それを横につなぐ多機関連携、従事する職員のさらなるスキルアップや人員の拡充が不可欠であること、また、住民が身近なところで分野にかかわらず様々な福祉課題を気軽に相談できる場の整備、自ら支援を求めることが難しい人への対応等、現在の相談・支援体制の課題が明らかになりました。

一方、平成29(2017)年度から月島地域において社会福祉協議会の地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターが主に制度の狭間にある個別ニーズへの対応や、地域の福祉課題に住民主体で取り組むための仕組みづくりを進めており、地域の支援者や関係機関へのつなぎ役の中心となり地域での課題解決を図るための体制づくりに一定の成果をあげています。

これまで、おとしより相談センターや基幹相談支援センターなど分野ごとの相談窓口を設置し、相談者が適切な支援を受けられるよう対応してきました。今後は、区民に身近な場所で課題を包括的に受け止め、地域では解決が難しい問題を公的機関や専門機関につなぎ、地域で見守りながら継続的に支援していく体制を構築していく必要があります。

また、多様で複雑な課題を抱える方や世帯に対しては、各相談支援機関や区の関係部署において相談を受けた職員が相談者本人のみならずその世帯の課題・ニーズを的確に把握し、その状況に応じて関係機関が積極的に調整・協働することで、チーム・アプローチにより包括的に課題解決を図っていく多機関の協働による相談支援体制を構築していくことが求められます。これを実

現していくためには、個々の職員が幅広い分野・制度に関する知識を深めアセスメント力<sup>4</sup>、調整能力といったソーシャルワーク<sup>5</sup>機能を高めていく必要があります。

## 目指す姿

- \* 地域住民だけでは自ら解決が困難な課題について、身近な地域で包括的に受け止め、**関係機関と連携して**適切な支援につなぐ場が整っています。
- \* 複合的な生活課題を抱えるケースに対して、**関係機関が積極的に連携するチームによる**個別支援により、**る**包括的**にな**課題解決が図られています。

## 主な取組・事業

	取組・事業	内容（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）	所管
1	身近な地域で相談を包括的に受け止める場の整備	地域住民の相談を住民に身近な地域で包括的に受け止め、関係機関と連携し適切な支援につなぐ場を整備します。あわせて、福祉圏域の今後のあり方についても検討を進めます。 ●既存の機能・組織の再編による拠点づくり	管理課ほか
2	相談支援包括化のための多機関連携強化	各相談支援機関や区の関係部署で受けた複合的な相談や地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターからつなげられたケースについて、世帯全体の課題として受け止め、中核となる組織が調整を行い、各相談支援機関が積極的に連携して支援を行うことができる体制を構築します。 ●多機関協働の中核機能を担う組織の明確化 ●相談支援包括化推進員（仮称）の任命 ●相談支援包括化推進連絡会議（仮称）の開催	管理課 生活支援課 障害者福祉課 子ども家庭支援センター 高齢者福祉課 介護保険課 健康推進課 保健センター 社会福祉協議会ほか
3	包括的・継続的マネジメント支援の推進	関係機関や事業者等が参加する地域ケア会議等の個別ケース会議において事例検討等を積み重ね、事業者等のマネジメント力の向上を図るとともに、福祉・医療・司法等の経験豊富な専門職との連携によるバックアップ体制を推進していきます。 ●専門職との連携によるバックアップ体制の推進 ○個別ケース会議（地域ケア会議等）の活用 ○介護支援専門員（ケアマネジャー）研修	生活支援課 障害者福祉課 子ども家庭支援センター 介護保険課 健康推進課 ほか

<sup>4</sup> **アセスメント力**：利用者の能力や抱える問題を見極め、問題に関する情報を収集し、状況分析・問題解決をするための方向性を見出す技術・能力

<sup>5</sup> **ソーシャルワーク**：病気や障害などにより社会の中で生活する上で困っている人、社会的に疎外されている人等と関係を構築し、本人だけでなくその家族、友人、その他の関連機関や環境にも働きかけて、課題の背景や周囲にあるさまざまな課題にとともに取り組む援助・支援

	取組・事業	内容（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）	所管
4	ソーシャルワーク機能の向上	<p>相談を受けた職員がニーズを的確に把握し、適切なサービスをコーディネートするために各相談支援機関や区の関係部署が相互に研修を実施するなど、分野横断的な知識やアセスメント、調整等の能力を身につけるための取組を実施します。</p> <p>●各相談支援機関や区の関係部署相互による合同研修の実施</p> <p>◎体制整備のための区福祉職の計画的採用</p>	<p>生活支援課 障害者福祉課 子ども家庭支援センター 介護保険課 健康推進課 保健センター 職員課 ほか</p>
5	アウトリーチ（地域に出向く支援活動）による支援の充実	<p>公的な支援の要件を満たさない「制度の狭間」にある世帯や社会的に孤立しがちな世帯に対し、アウトリーチによる支援を積極的に行います。</p> <p>◎地域福祉コーディネーター及び生活支援コーディネーターの拡充</p> <p>○生活困窮者自立支援制度</p> <p>○認知症初期集中支援チームの活用</p>	<p>管理課 生活支援課 高齢者福祉課 介護保険課 社会福祉協議会 ほか</p>

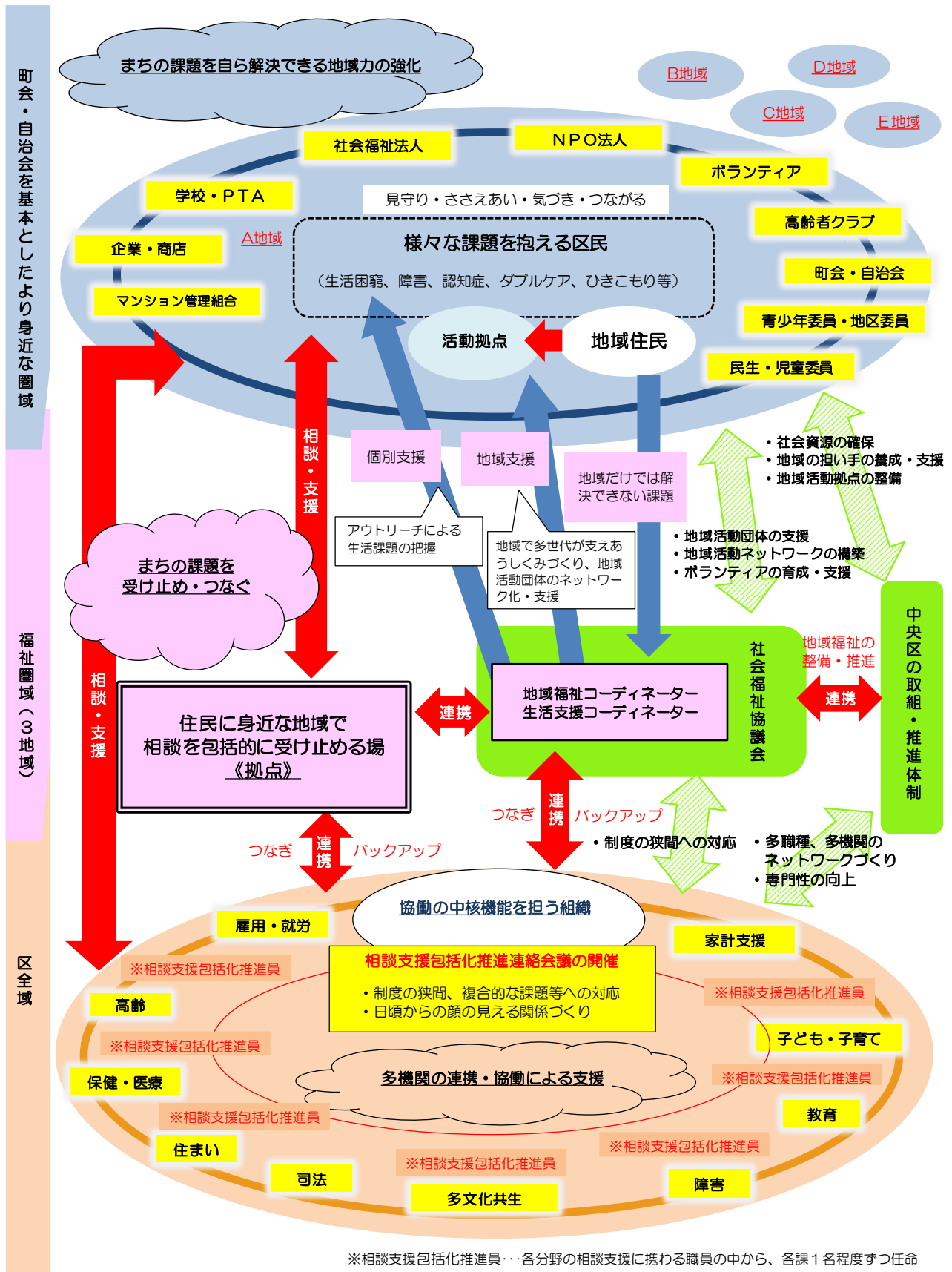
#### 地域福祉コーディネーター（CSW：コミュニティソーシャルワーカー）

- 📖 地域の中で支援を必要とする人を把握し、その人の直面する課題に対して地域住民や関係機関・団体などとの協働により相談援助や専門機関につなぐなどして、その課題の解決をめざして支援する福祉の専門職のことで。
- 📖 地域住民や関係機関・団体などに働きかけて、地域の中で課題を解決するための体制づくりも行います。
- 📖 勝どきデイルームでは、高齢者通いの場や子育て支援活動、介護者交流会、孤食防止や地域交流のための食堂など、世代や障害種別等を越えたさまざまな地域活動が定期・不定期に行われています。どれも住民主体による地域に開かれた活動で、地域福祉コーディネーターが広報の協力や各団体との連絡調整役を担っています。

#### 生活支援コーディネーター

- 📖 主に高齢者に関わる、既存の地域資源に対するネットワークを強化するとともに、多様なニーズ、地域課題を迅速に把握し、介護予防・生活支援サービスにつなげていく役割を担っています。地域の特性を生かした資源開発や担い手の育成も行っています。
- 📖 生活支援コーディネーターが「地域支えあいづくり協議体」等の運営による協働の体制づくりを進め、支援を必要とする高齢者を取り巻くさまざまな支援者（担い手）が互いに連携を深めながら地域力の強化を図っています。

中央区版「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制のイメージ図



※相談支援包括化推進員・・・各分野の相談支援に携わる職員の中から、各課1名程度ずつ任命

## (2) 健康づくりの推進

### 現状と課題

地域包括ケアシステムでは、医療・介護が必要になる前の「健康づくり」を充実させることが重要な課題です。高齢者人口の増加とともに要介護認定を受ける人が増えていくことが予想される中で、要介護者を支える介護職等の専門職人材が不足し、既存の保健・福祉サービスだけでは支え切れない状況になる恐れがあります。あわせて、生活習慣に起因するがん、脳卒中、糖尿病等のいわゆる「生活習慣病」を患う人やストレスなどからこころの健康を害する人が増えていきます。全国的な傾向と同様、本区においても主要な死亡原因はがん、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病が上位を占めており、その発生予防と重症化予防への取組は区民の健康寿命の延伸を図る上で大切なことです。また、共働き世帯の増加、核家族化の進展による孤食の増加や家庭における食育の機会の減少、栄養の偏り等食生活の乱れといったさまざまな問題も生じています。

区民一人一人が健康に対する意識を高め、子どもの頃から正しい生活習慣、食育の正しい知識、定期的な運動習慣を身に付け、健康づくりに主体的に取り組むことが重要です。

また、病気や障害があっても、自らの能力を最大限に生かし、生活の質（QOL）を高めていくことが大切です。そのためには、健康というものを単に身体的な問題と捉えるのではなく、自ら健康状態をしっかりと受け止め、一人一人が自らの価値観に基づいて、自分の状態に応じた健康づくりに主体的に取り組み、満足感を得られるようにしていくことが重要です。

本区では、健康寿命の延伸及び主観的健康観の向上の実現に向けて、「中央区健康食育プラン2013」に基づき、食育の推進、生活習慣病の予防、がん対策の充実、こころの健康づくりおよび高齢者の健康づくりを基本目標に掲げて施策を推進しているところです。引き続き、各種データの分析等により区民の健康課題を把握しながら、より効果が見込まれる若年期からの継続的な健康づくりを推進していく必要があります。

### 目指す姿

- \* ~~すべての人が健康の大切さを自覚するとともに生活習慣病~~について関心を持ち、~~正しい知識を習得して~~健康診査の受診やライフステージに応じた健康づくりに主体的に取り組んでいます。
- \* 区民一人一人が健全な食~~習慣生活に必要な知識を身に付けを~~実践するとともに、~~口腔機能が全身に及ぼす影響を正しく理解して、~~自ら歯科健診の受診や口腔機能の維持・向上に取り組み、いきいきとした生活を送っています。
- \* 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、区に関わるあらゆる人々の生きづらさが軽減されています。

## 主な取組・事業

	取組・事業	内容（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）	所管
1	生涯を通じた健康づくりの推進	健康寿命の延伸に向けて、各種データの分析等により区民の健康課題を把握しながら、特定健診・がん検診等の受診率向上、生活習慣病の予防などの取組を効果的に実施し、若年期から区民一人一人の主体的な健康づくりを支援します。 ○データヘルス計画に基づく取組 ○特定健診、がん検診の啓発及び未受診者への受診勧奨 ○中央区ウォーキングマップの活用	管理課 保険年金課 健康推進課 保健センター
2	介護予防・日常生活支援総合事業の充実	高齢者の介護予防として、生活機能改善や認知機能向上に効果的な取組のほか、区民が身近な場所で主体的に運動を継続し、社会参加の機会および社会的役割を持てるような場等のきっかけづくりや環境整備を推進します。 ○高齢者通いの場支援事業 ◎介護予防プログラム（中央粋なまちトレーニング）の普及	高齢者福祉課 介護保険課
3	ライフステージに応じた食育の推進	食に関する正しい知識やバランスの良い食事を選ぶ力を身に付け、健全な食生活を実践できるよう、普及・啓発を行っています。中でも、幼児期からの健全な食生活の確立が将来の健康づくりにつながるため、家庭や学校、保育所等と連携した取組を進めています。 ○食べよう野菜 350(サン・ゴー・マル)運動 ○共食推進運動 ○噛ミング30(サンマル)運動 ○食育講習会などの実施	健康推進課 保健センター 子育て支援課 学務課 指導室
4	歯と口腔の健康づくりの推進	口腔機能の維持・向上の重要性を啓発し、各種歯科健康診査を通して歯周病の早期発見と予防指導を行います。特に高齢期ではオーラルフレイル <sup>6</sup> 、窒息や誤えん性肺炎予防のため、口腔清掃や口腔機能等を継続的にチェックし、生活の質の維持・向上を支援します。 ○産前産後、成人・高齢者歯科健康診査の実施及び受診勧奨 ○出前健康講座（歯と口の健康づくり） ○8020（はちまるにいます） <sup>7</sup> 達成者表彰の実施	管理課 健康推進課 保健センター

<sup>6</sup> **オーラルフレイル**：滑舌低下、食べこぼし、わずかなむせ、かめない食品の増加、口の乾燥等ほんの些細な症状から始まる口腔機能の軽微な低下や食の偏りなどを含む衰えのこと

<sup>7</sup> **8020（はちまるにいます）**：80歳になっても20本以上自分の歯があれば、食生活にほぼ満足することができると言われていた

	取組・事業	内容（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）	所管
5	こころの健康づくりの推進	<p><b>こころの問題の早期発見・早期治療および社会復帰を支援するとともに</b>、令和元(2019)年7月に策定した「中央区自殺対策計画」に基づき、中央区に関わるあらゆる人々の生きづらさを軽減していくため、関係機関や地域との連携を強化し、「生きることの包括的支援」としての取組を推進します。</p> <p>○精神保健相談 ○ゲートキーパー養成講座の実施</p>	健康推進課 保健センター

### (3) 在宅療養支援の推進

#### 現状と課題

医療の発達、高齢化の進展を背景に、東京都の「地域医療構想」に基づき病床の機能分化・連携が推進されることにより、自宅や居住系介護施設などで医療・介護サービスの提供を受けながら療養生活を送り最期を迎える方の増加が見込まれており、在宅療養生活の継続や看取りのニーズに応えられる環境を一層整備していく必要があります。地域の医師会等と緊密に連携しながら、かかりつけ医の普及・定着を進め、在宅医療や緊急時・災害時の対応を含め、必要とする医療・介護・福祉サービスが切れ目なく最期まで提供される環境を整備していくことが重要です。

また、要介護高齢者に加え、難病患者や医療的ケア児<sup>8</sup>などを含めた区内の在宅医療・介護ニーズとそれに対応する資源の把握に努め、サービスの確保策を一層強化していく必要があります。同時に、在宅療養は、本人や家族の精神的・経済的負担も大きく、地域で安心して生活できるための支援が重要です。

中でも、本区の要支援・要介護認定者の約63%は、生活に何らかの支障がある認知症高齢者<sup>9</sup>です。今後、後期高齢者の増加に伴い認知症高齢者もますます増加するものと見込まれており、認知症ケアの推進は重要な課題となっています。

一方で、医療技術の進歩を背景として増加している医療的ケア児については、定期的な実態調査により実数・ニーズの把握に努めているところですが、出生や転出入、障害状況の変化などを踏まえた情報の更新が課題となっています。子ども発達支援センターの医療的ケア児コーディネーターの役割を明確にし、保健・医療・福祉・学校等の関係機関が把握した情報を迅速にコーディネーターに集約し、適切な支援につなげる仕組みを整えることが必要です。

<sup>8</sup> **医療的ケア児**：病院以外の場所で、家族等によるたんの吸引や経管栄養などの生きていく上で必要な医療的援助（ケア）が日常的に必要な子ども

<sup>9</sup> **生活に何らかの支障がある認知症高齢者**：介護保険制度の要介護認定調査における高齢者の認知症や障害の程度を踏まえた日常生活自立度の程度を表す基準である「日常生活自立度」がⅡ以上の高齢者



## 目指す姿

- \* 在宅医療療養が必要になったときから看取りまで必要な医療および介護が提供され、在宅療養者やその家族が身近な地域で適切な相談や支援サービス等の支援を受けられる環境が整っています。
- \* 認知症の早期発見・対応および相談体制が整い、また、認知症に関する地域の理解が深まり、認知症の方やその家族が安心して暮らせる地域づくりが進んでいます。

## 主な取組・事業

	取組・事業	内容（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）	所管
1	在宅医療・介護連携の推進	<p>医師会等との連携強化により、在宅医療が必要になったときから看取りまで必要な医療が提供されるよう医療体制の確保に取り組み、身近な地域で適切な医療が受けられる環境づくりを進めます。</p> <p>○在宅医療・介護の連携支援窓口の運営 ○医療と介護の関係者の交流の場の提供</p>	<p>管理課 介護保険課 健康推進課 保健センター</p>
2	在宅療養生活を支えるサービスの充実	<p>在宅療養者とその介護者の緊急時に対応できるよう、切れ目のない支援体制を整備します。また、医療ニーズに対応する介護保険サービスの整備を進め、利用を促進していきます。や区独自の在宅サービスの提供に加えて、家族等介護者への支援の充実を図ります。</p> <p>○医療ニーズの高い要介護高齢者向け緊急ショートステイ ○在宅療養支援病床の確保 ○区独自の在宅サービス<sup>10</sup>の提供 ○「介護者交流会」・「介護者教室」の開催</p>	<p>管理課 高齢者福祉課 介護保険課</p>
3	認知症施策の推進	<p>認知症地域支援推進員が中心となり、個別訪問や医療機関との連絡調整を緊密に行うことで、認知症高齢者に関する相談体制の強化及び早期発見・早期診断などの支援を行うとともに、認知症の人やその家族にやさしい地域づくりを進めます。</p> <p>○認知症初期集中支援チームの運営 ○認知症サポーターの養成 ○認知症ケアパス（『備えて安心！認知症』）の普及・活用</p>	<p>介護保険課</p>

<sup>10</sup> 区独自の在宅サービス：入浴サービス、理美容サービス、ふとん乾燥・丸洗いサービス、紙おむつの支給等、介護保険サービスの種類を補うサービスのほか、量を補うサービスとして保険の限度額を利用してサービスが不足する場合に生活援助や院内介助のホームヘルプサービスが利用できる生活援助サービスがある。

	取組・事業	内容（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）	所管
4	医療的ケア児者の支援	<p>関係機関の連携のもと、定期的に実態やニーズの把握を行い、適切な支援を受けられるよう支援体制の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○医療的ケア児等支援連携部会の設置</li> <li>○医療的ケア児コーディネーターの配置</li> <li>○居宅訪問型保育事業、放課後等デイサービス事業</li> <li>○生活介護事業、在宅レスパイト事業</li> </ul>	障害者福祉課 福祉センター 子ども発達支援センター 子育て支援課 健康推進課 保健センター 教育委員会
5	難病・がん患者の支援	<p>国及び東京都が指定する難病に該当する方に対して、保健所等における相談や患者とその家族の負担軽減および療養生活の支援を行います。また、がん患者とその家族が抱えるさまざまな苦痛を和らげるための取組や、安心して在宅療養できる仕組みについて検討します。</p> <p><del>○在宅難病患者療養相談</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○難病医療費助成制度、難病患者福祉手当</li> <li>○がん療養患者・難病患者等の生活サポート</li> </ul>	健康推進課 保健センター 障害者福祉課 社会福祉協議会
6	在宅療養の普及・啓発	<p>在宅療養が必要となったときの医療や介護サービスの適切な選択や、人生の最終段階の過ごし方を考え、家族等や医療・ケアチームと話し合い共有していく取組（ACP<sup>11</sup>）を広げるなど、在宅療養の普及啓発に取り組んでいきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○在宅療養支援シンポジウムの開催</li> </ul>	介護保険課

<sup>11</sup>ACP（アドバンス・ケア・プランニング）：自らが望む人生の最終段階における医療・ケアについて、前もって考え、医療・ケアチーム等と繰り返し話し合い共有する取組のこと

## (4) 生活支援サービスの充実

### 現状と課題

本区では、単身世帯やマンション居住者の割合が高いことに加え、後期高齢者や障害者、ひとり親家庭をはじめとした支援を必要とする人が今後も増加することが見込まれます。

地域で暮らす要介護高齢者や障害者などの生活支援ニーズが高まる中、求められるサービスが多様化するとともに、担い手となる専門職などがさらに不足することが予想されます。サービスの担い手と様々なニーズの均衡を図り、高齢者、障害者等が住み慣れた地域で暮らしやすい環境を整備するためには、公的福祉サービスのほか掃除、洗濯、買物などの家事援助等のサービスの提供や日常生活の困りごとや悩みなどを気軽に相談し助け合うことのできる環境が必要です。

そのため、専門職だけでなく、住民、NPO、民間企業など、多様な主体の参画や、元気な高齢者や子育てがひと段落して時間に余裕ができた人などをはじめ、これまで地域活動等に関わりがなかった人が自らの意思で地域の見守り活動に参加し、生活支援サービスの担い手になるなど、世代を超えてともに支え合っていくことが重要です。

平成29(2017)年度から社会福祉協議会に地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターを配置し、月島地域において地域の福祉課題に住民主体で取り組むための仕組みづくりを行っています。特に生活支援コーディネーターは、高齢者の介護予防を目的とした社会資源の創出や新たな生活支援サービスの開発のほか、生活支援・介護予防サービス提供団体などのネットワークづくりおよび地域支えあいづくり協議体の運営等による支え合いの体制づくりを進めています。

このような地域包括ケアシステムに欠かせない生活支援サービス等を創出していく取組については、高齢者のみならず障害者、子育て世帯等の様々なニーズに対応していける全世代型の取組として区内全地域で展開していく必要があります。

### 目指す姿

- \* すべての人が、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、身近な地域で多様な生活支援サービスが利用できる環境を整へています。

## 主な取組・事業

	取組・事業	内容（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）	所管
1	生活支援コーディネーター <sup>12</sup> による生活支援体制の整備	地域のニーズや必要とされるサービスを把握するとともに、多様な担い手の発掘や、生活支援・介護予防サービス提供団体などのネットワークづくりと地域支えあいづくり協議体の運営等による協働の体制づくりを進めます。 ◎生活支援コーディネーターの拡充（再掲） ●施設改修等の機会を捉えた地域活動拠点の整備 ◎地域支えあいづくり協議体（区全域）・支えあいのまちづくり協議体（各地域）の活用	高齢者福祉課 社会福祉協議会
2	地域福祉コーディネーター（CSW） <sup>13</sup> による地域活動の支援	地域で発見された生活課題を共有化し、地域の社会資源（情報・人・場所）の開発や地域福祉活動に関わるさまざまな主体のネットワークづくりを進めます。 ◎地域福祉コーディネーターの拡充（再掲） ●施設改修等の機会を捉えた地域活動拠点の整備 ○みんなの食堂などの地域活動の支援	管理課 社会福祉協議会
3	多様な主体による生活支援サービスの充実	家事援助等のサービスの提供や日常生活の困りごとへの相談や支援など、住民主体による生活支援サービスの充実を図るなど、支え合いの環境づくりを進めます。 ○ファミリー・サポート・センター事業 ○虹のサービス ○暮らしの困り事サポート	子ども家庭支援センター 高齢者福祉課 社会福祉協議会
4 3	地域公益活動に取り組む社会福祉法人との連携強化	区内に法人本部または事業所のある16法人で構成する中央区社会福祉法人連絡会と連携して、地域に不足するサロンや生活支援サービス等の創出につなげていきます。 ◎地域公益活動に取り組む社会福祉法人との連携	社会福祉協議会
5 4	地域ケア会議の活用	地域住民や医療・福祉・介護関係者などが参加する地域ケア会議において、個別ケースの検討過程から出された課題について、求められるサービスや支援方法を検討し、地域課題の把握をしていきます。 ○地域ケア会議の開催	介護保険課

<sup>12</sup> 生活支援コーディネーター：5頁コラム参照

<sup>13</sup> 地域福祉コーディネーター（CSW）：5頁コラム参照

## (5) 多様な住まい方の支援

### 現状と課題

住まいは地域包括ケアシステムの最も重要な基盤となりますが、特に、高齢者、障害者、ひとり親世帯などの住宅確保要配慮者は、民間市場において住宅を確保することが困難な場合が多くあります。

本区の高齢者を対象とした実態調査によると、介護が必要になっても「自宅で暮らしたい」と考える高齢者が多数を占める一方で、高齢者向け住宅や特別養護老人ホームなどの介護施設への入居や入所を希望する高齢者も一定の割合を占めています。また、障害者の高齢化に伴う障害の重度化や、介護者の高齢化、親亡き後の問題への対応も求められています。

これまで、シルバーピアなどの区民住宅の維持管理により住宅に困窮している高齢者等の住まいの確保に努めるとともに、民間事業者によるサービス付き高齢者向け住宅等整備の促進や、身体機能や個々の生活に適した住宅の改修、住み替え支援等を行ってきました。このたび改定した「中央区住宅マスタープラン<sup>14</sup>」では、高齢者等に対応した住宅の確保、住宅セーフティネット機能の充実などを施策の柱とし、誰もが安心して住み続けられる魅力的な都市居住環境の整備を推進していくこととしています。

今後も、誰もが安心して住み続けられるまちの実現に向けて、単身世帯の割合やマンション居住者の割合が高いといった本区の特徴を踏まえ、住宅施策に加えてまちづくり、防災・防犯、環境、コミュニティなど地域生活に関わる各施策を相互に連携して展開していく必要があります。

また、在宅生活が困難となった独居の認知症高齢者や高齢化した障害者などのセーフティネットとして認知症グループホームのほか、知的障害者、精神障害者等の障害特性を考慮した新たなグループホームの確保に向けて、開設準備経費や施設借上費などの助成制度を通じて民間事業者による運営を支援していくなど、中長期的な視点に立って整備を推進していく必要があります。

### 目指す姿

\* 高齢者や障害者、子育て世帯の特性を踏まえた安全・安心な住まいと住環境の整備が提供され、住み慣れた地域で住宅の確保に配慮が必要な方の居住の安定が確保されが安心して暮らしています。

~~\* 在宅生活が困難となった認知症高齢者等の住まいのセーフティネットとして、グループホーム等が整備されています。(一つ目の目指す姿に含む)~~

<sup>14</sup>中央区住宅マスタープラン：本区の住宅政策の方向性を示す計画で、「子どもや高齢者など、多様な世代のふれあい  
が生まれる住環境づくり」を目指しています。

## 主な取組・事業

	取組・事業	内容（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）	所管
1	高齢者や子育て等に適した住宅供給の促進	民間事業者による高齢者や子育て期の特性を踏まえた住宅の供給や適正な水準の住宅供給が図られるよう、助成や認定制度の普及等を通じ、整備の誘導を促進します。 ○サービス付き高齢者向け住宅等の供給誘導 ○東京都子育て支援住宅認定制度の普及	住宅課
2	区立住宅の管理の適正化	既存の区民住宅の長寿命化に向けた計画的な改修や修繕等を行うとともに、管理の適正化等を図り、自ら住宅の確保が困難な世帯に対する住まいとして公平・適切に供給します。 ○区民住宅の管理	住宅課
3	配慮が必要な人に対応した安全・安心な住まいへの支援	高齢者や障害者が安心して暮らし続けることができるよう、住宅の改修や機器の設置支援等を行っています。 ○住宅改修費の支給 ○住宅設備改善給付 ○緊急通報システム等専用機器の設置による支援	障害者福祉課 高齢者福祉課 介護保険課
4	住み替え支援	住み替え相談の実施や住み替えを支援する制度の利用費助成を行っています。また、高齢者や障害者等の入居を拒まない賃貸住宅としての登録について民間事業者に促します。 ○住み替え相談 ○あんしん居住制度利用助成 ○家賃債務保証制度利用助成 ○住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録の促進	住宅課 高齢者福祉課
5	生活困窮者の住まいの確保支援	離職により住居を失うまたは、失う恐れのある相談者に対して、再就職するまでの就労支援および一定期間の家賃相当額の支給、住居を持たない方へ宿泊場所や衣食の提供を行っています。 ○住居確保給付金 ○一時生活支援事業	生活支援課
6	グループホーム等の整備	今後需要の増加が見込まれる、在宅生活が困難になった認知症高齢者や障害者のグループホームの整備を進めます。 ◎認知症高齢者グループホームの整備促進 ●障害特性に配慮したグループホームの整備	障害者福祉課 高齢者福祉課

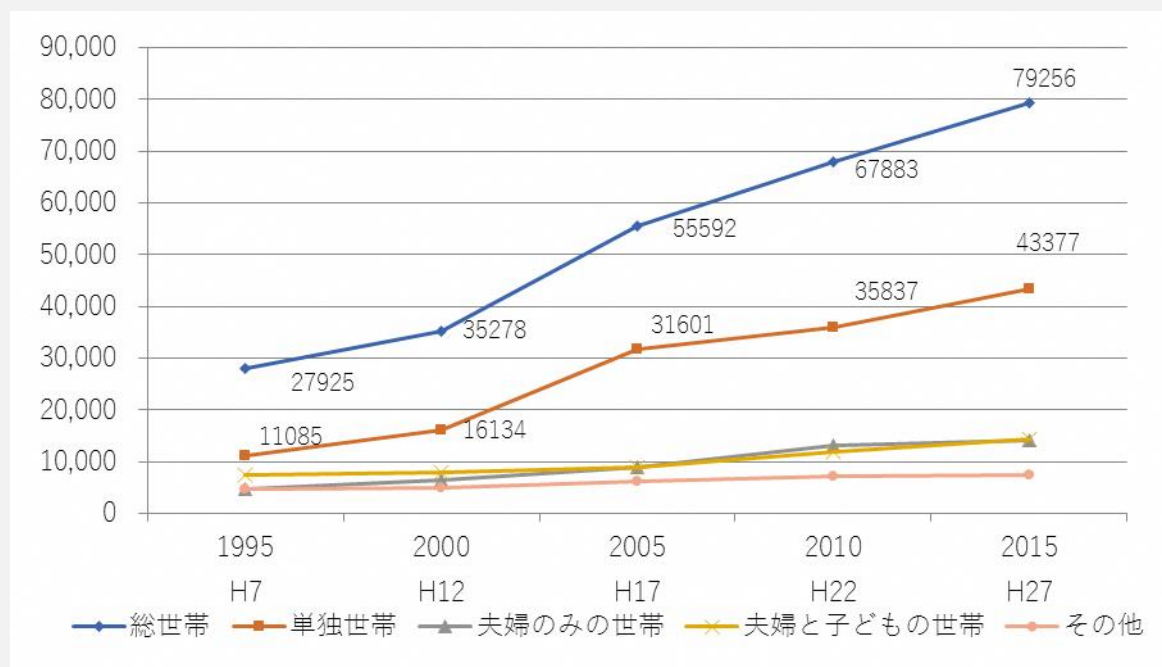
## 基本施策2 気づきあい支えあいつながる地域づくり

### ●一人一人の気づきからはじまる支え合い

本区は、マンション居住者が9割を超えており、中でもオートロック式のマンション居住者の割合や高齢者をはじめとした単独世帯の割合が高いといった特徴があります。加えて、共働き世帯の増加、就業形態や価値観の多様化から、地域の中ではさまざまな問題が生じています。

地域において活動が活発に行われることで、そこに住まう人々が出会い、関わりを深め、人と人とのつながりが生まれ育まれていきます。こうしたつながりはセーフティネットの基礎となって、互いにわずかな異変に気づき、支え合う関係性が徐々に広がっていきます。緊急時や災害時だけでなく、日頃から良好なコミュニティの醸成と地域活動の活性化により、まちの課題を自ら解決できる地域力の強化が求められています。

図表：世帯数の推移(中央区)



本区の世帯数は年々増加しており、その要因として単独世帯の増加が挙げられます。構成比を見ても、平成27年では総世帯の54.7%が単独世帯となっています。

資料：総務省統計局「国勢調査」(平成7年、平成12年、平成17年、平成22年、平成27年)

### ●都心型協働社会の形成

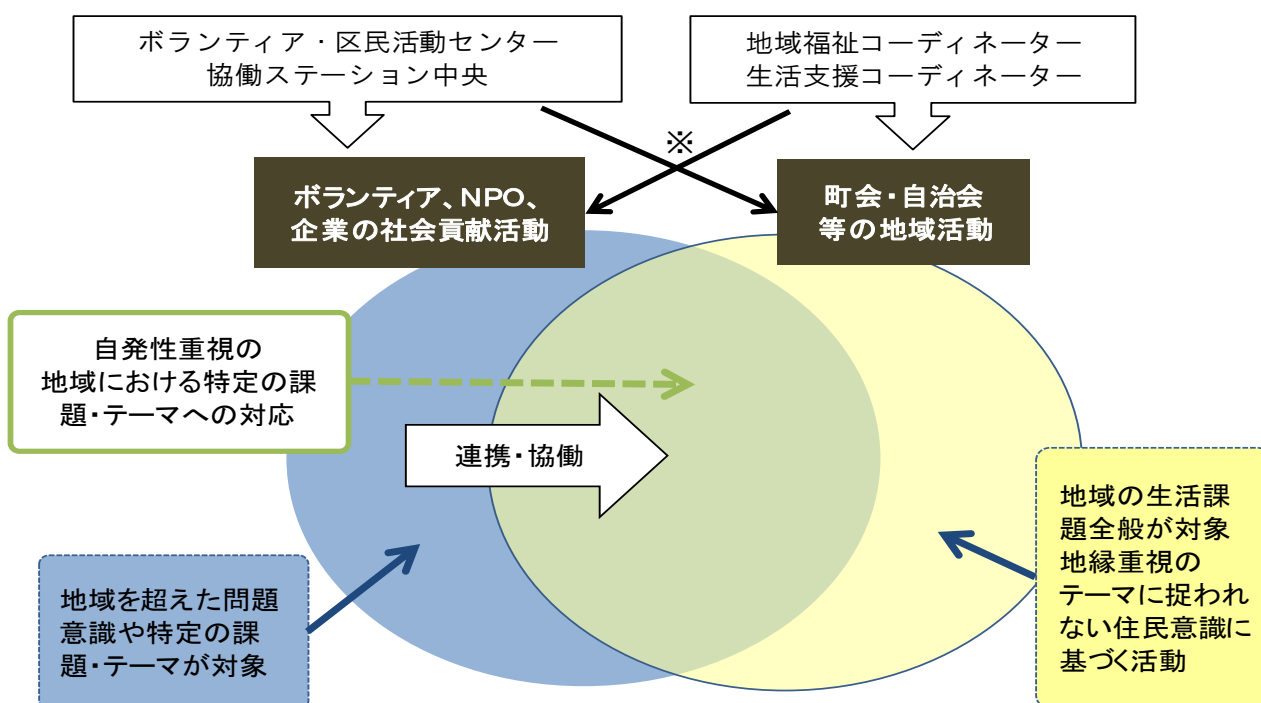
都心区である本区は、交通網が発達しており利便性が高いことから、暮らし、働き、学ぶ場などの生活の場が区の区域を越えることが多い特徴があります。また、若年層の一人暮らしを中心とした流動人口も多く、地域への帰属意識や地縁によるつながりは必ずしも強くありません。

一方で、都心であるがゆえに、企業、社会福祉法人、NPO、ボランティア団体等の多様な主体が集まり、専門的な知識や経験を持った人材が多く活動しています。「協働ステーション中央」

を拠点として区や団体間のネットワーク形成および強化を図るとともに、ボランティア・区民活動センターがさまざまな活動主体との連携を強化し、地域社会で見過ごされがちな課題を発見し、町会・自治会の活動につないでいきます。加えて福祉専門職である地域福祉コーディネーターによって、町会・自治会だけでなく、ボランティアやNPO等も参加しやすいプラットフォーム<sup>15</sup>をつくるなど、社会資源を最大限に活用した都心型協働社会の形成を進めています。

地域共生に資する活動の多様性を踏まえ、区民や活動団体の自主性や創意工夫が最大限いかされるよう、地域福祉コーディネーターおよび生活支援コーディネーターの地域支援活動の強化や町会・自治会といった地縁型組織をはじめ、ボランティアやNPO等が気軽に参画できる地域活動拠点の整備など、さまざまな主体との協働や地域に根ざした活動が広がっていく環境づくりを進めていくことが重要です。

ボランティア・NPO等の活動と地縁型の地域活動の関係



※ 地域の実情に応じて、ボランティア・区民活動センターが住民の地域活動を支援したり、地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーターがボランティアやNPO活動につなげるといった相互支援が柔軟に行われる。

出典：東京都社会福祉協議会 東京らしい地域共生社会づくりのあり方について(一部加工)

### ●差別や偏見のない地域社会の実現

都心区である本区は、子育て世代を中心に人口増が続いています。世代、性別、心身機能、人種や国籍など多様な人が暮らし、キャリアや経験、働き方、ライフスタイルなども多岐に渡っています。障害者、外国人、性的マイノリティ等を特別視することなく、一人一人が個人の尊厳を尊重し、お互いが相手の立場や状況を理解し、認め合うことが地域福祉を推進していく第一歩と

<sup>15</sup> プラットフォーム：分野・領域を超えた地域づくりの担い手が出会い、更なる展開が生まれる「場」



なります。多くの人々がダイバーシティ<sup>16</sup>とインクルージョン<sup>17</sup>の意識を持つことで、さまざまな立場の人が地域社会でその能力と個性を発揮し、誰もが自分らしく役割や生きがいをもって地域で暮らしていくことができます。福祉教育やさまざまな体験を通じて相互理解の機会を充実させ、差別や偏見のない地域社会の実現を目指します。

## 施策の方向性

区民一人一人が互いに認め合い、地域の困りごとに気づき、関心を持ち、我が事としてとらえ、地域の多様な資源を活用し解決に向けて支え合う地域づくりが行われるよう、以下の4つの視点から施策を推進していきます。

- (1) 地域コミュニティの活性化
- (2) 地域の担い手や活動団体の育成・支援
- (3) 重層的見守りネットワークの充実
- (4) 心のバリアフリーの推進

## (1) 地域コミュニティの活性化

### 現状と課題

町会・自治会をはじめとした地域におけるコミュニティは、地域福祉の基盤となります。

共働き世帯の増加や就業形態、価値観の多様化に伴い、地域活動への関わり方の変化や担い手不足等の新たな課題が生じています。また、急激な人口増加等に伴って地域課題が多様化していることから、課題解決に主体的に取り組む団体と積極的に連携を図っていくことが大切です。

町会・自治会への加入促進や運営を支援するとともに、町会・自治会を中心とした区民同士の交流の促進、防災・防犯活動、商店街と町会、NPO等の協力によるイベント、地域スポーツクラブの運営など、暮らしに密着したさまざまなコミュニティ活動の充実を通じて、地域の活性化を図ることが求められています。NPOやボランティア団体の増加や企業の社会貢献活動への意識が高まる中、さまざまな主体による活動との連携を支援するとともに、地域活動に意欲のある区民が参加しやすい仕組みづくりを推進していくことが求められています。

とりわけ、新たに転入した住民と従来からの地域コミュニティとのつながりの構築や多世代交流など、「住民主体による地域に開かれた活動」をさまざまな形で全区的に展開できるような取組を推進していく必要があります。

<sup>16</sup> **ダイバーシティ**：「多様性」「一人一人のちがひ」という意味を持ち、年齢、人種や国籍、心身機能、性別、性的指向、性自認、宗教・信条や価値観だけでなく、キャリアや経験、働き方、企業文化、ライフスタイルなど多岐に渡る

<sup>17</sup> **インクルージョン**：「包括・包含」「受け入れる・活かす」という意味を持ち、自分と違うことを理由に排除するのではなく、共存し受け入れること

## 目指す姿

- \* 身近な場所で区民が気軽に集まり定期的に活動できる交流やふれあいの場が充実し、**自発的な活動が活発に行われ、人と人とのつながりが、~~地域において、自発的な活動が活発に行われ~~深まりています。**、良好なコミュニティが醸成されています。
- \* ~~防犯・防災、商店街振興、スポーツなどの地域における暮らしに密着した活動への支援を通じて、区民同士のつながりが深まり、互いに協力して地域生活課題に取り組む良好なコミュニティが醸成されています。~~（一つ目の目指す姿に含む）

## 主な取組・事業

	取組・事業	内容（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）	所管
1	さまざまな主体による活動の推進	<p>町会・自治会の活動を支援するとともに、さまざまなコミュニティとの協働により地域のイベントやサロン運営等の活動を支援します。また、マンション管理組合への支援を通じてコミュニティ形成の推進を図るほか、地域SNS『PIAZZA』を活用して子育て世代のつながりづくりを促進します。区内社会福祉法人との連携を強化し、地域福祉ニーズを捉えた地域公益活動を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○町会・自治会ネットによる情報発信、連携強化</li> <li>○協働ステーション中央の運営</li> <li>○地域手づくりイベント・盆おどりに対する助成</li> <li>○分譲マンション管理組合交流会への支援</li> <li>○分譲マンション管理組合支援システム「すまいるコミュニティ」の運用</li> <li>○地域公益活動に取り組む社会福祉法人との連携強化（再掲）</li> </ul>	<p>子ども家庭支援センター 地域振興課 住宅課 都市整備公社 社会福祉協議会 ほか</p>
2	多世代交流の促進	<p>各種講座やイベント等を通じて、地域住民相互の交流やふれあいを促進します。また、みんなの食堂をはじめとした誰もが参加できる場の開設・運営支援や、協働提案事業による活動等を通じ、子育て世代が地域活動に関わるきっかけとなる事業を行うなど、多世代交流を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大江戸まつり盆おどり大会の実施</li> <li>○雪まつりの実施</li> <li>○コミュニティふれあい銭湯の実施</li> <li>○場づくり入門講座の開催</li> <li>○おとなりカフェ・ちょこっと相談会の開催</li> <li>◎地域福祉コーディネーターおよび生活支援コーディネーターの拡充（再掲）</li> </ul>	<p>管理課 高齢者福祉課 介護保険課 障害者福祉課 地域振興課 社会福祉協議会</p>

	取組・事業	内容（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）	所管
3	地域活動拠点の整備	<p>コミュニティルームや区民館等の交流・活動の場を提供するとともに、施設改修等の機会を捉えて住民に身近な場所に活動拠点を整備します。</p> <p>○集会室や公開空地等住宅や住環境を活用したコミュニティ活動の場づくり支援</p> <p>●施設改修等の機会を捉えた地域活動拠点の整備</p>	<p>管理課 高齢者福祉課 地域振興課 社会福祉協議会</p>
4	地域における防災・防犯活動の支援	<p>防災区民組織の活動支援をはじめ、防災訓練や講習会を実施するなど、区民や事業所が連携・協力して防災対策に取り組める体制整備を促進します。また、地域の自主的な見守り活動や防犯設備の設置を支援するなど、防災・防犯活動を通じた地域コミュニティの活性化を図ります。</p> <p>○防災拠点の整備・運営体制の充実</p> <p>○災害時地域たすけあい名簿を活用した地域による安否確認体制の推進</p>	<p>高齢者福祉課 危機管理課 防災課</p>
5	商店街・スポーツ振興を通じたコミュニティ機能の強化	<p>商店街やスポーツの振興事業を通じてコミュニティ機能の強化を図ります。</p> <p>○商店街と町会やNPO等が協力して実施するイベントの支援</p> <p>○商店街イベントを活用した住民の交流促進</p> <p>○地域スポーツクラブの活動支援</p>	<p>商工観光課 スポーツ課</p>

## (2) 地域の担い手や活動団体の育成・支援

### 現状と課題

地域における見守りや支え合い活動の中心的役割を担う町会・自治会の役員、地域ボランティアは、多くが高齢化に伴う担い手不足を課題として抱え、見守り体制の維持が困難な団体もあり、活動を維持・発展させるための支援が必要です。また、民生・児童委員も地域によっては欠員が生じている状況で、地域コミュニティにおける担い手の確保は喫緊の課題となっています。

一方で、引っ越してきたばかりでどのような地域活動があるかよく知らない、仕事で地域の活動に参加する時間がないなどさまざまな理由で、地域とつながりを持つことなく暮らしている人の中には、地域の活動やボランティア活動に興味・関心を持っている人も少なくありません。

こうした意欲があるものの実際の活動に踏み出せずにいる人も多いことから、地域の担い手やサポーター養成の講座の実施にとどまらず、一人一人が無理のない範囲で安心して地域活動に参加できる仕組みが必要です。

加えて、社会貢献活動への関心が高い企業の力をいかした地域活動をより一層促進していくことが重要です。また、「協働ステーション中央」で実施する事業を広く周知し、団体個別の事情に対応した的確な支援を行っていく必要があります。

### 目指す姿

- \* 地域で発見した生活課題が共有され、情報・人・場所など地域の社会資源が充実し、さまざまな主体によるネットワークがつくられています。

### 主な取組・事業

	取組・事業	内容（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）	所管
1	地域の担い手の養成	つながりや生きがいとしての地域活動を学ぶ講座を開催するなど、地域の担い手を発掘・養成、 <b>継続的に活動を支援しながらも</b> <del>ていくこと</del> で、地域コミュニティの活性化を推進します。 ○地域コミュニティの担い手養成講座の開催 ○さわやか体操リーダーの育成 ○元気応援サポーターの育成 ○場づくり入門講座の開催（再掲） ○ボランティア講座の開催	地域振興課 高齢者福祉課 社会福祉協議会

	取組・事業	内容（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）	所管
2	さまざまな主体との協働の推進	<p>町会・自治会やNPO、ボランティア団体等の社会貢献活動団体の提案による協働事業を実施し、よりきめ細かで質の高い行政サービスの提供を図るとともに、社会貢献活動団体の育成や区民の地域活動への参加を促進していきます。</p> <p>○協働事業の実施</p>	<p>地域振興課 社会福祉協議会</p>
3	ボランティア活動の支援	<p>ボランティア活動の活性化や団体間の交流を促進するほか、住民参加型在宅福祉サービスを効果的に運営します。</p> <p>○ボランティア・区民活動センターにおけるボランティア活動の相談、登録、活動紹介・調整、ボランティアの育成、学校等での福祉体験学習の実施</p> <p>○住民参加型在宅福祉サービス「虹のサービス」の実施</p> <p>○地域見守り活動支援事業(あんしん協力員)による見守り活動</p>	<p>介護保険課 社会福祉協議会 ほか</p>
4	企業・NPO等の社会貢献・地域貢献活動の支援	<p>社会貢献活動への関心が高い企業の意向を踏まえながらネットワークの強化を図ります。また、区民が地域活動に参加しやすい環境を整備するとともに、情報発信や情報交換の場を提供することにより各種団体の活動支援を行っていきます。さらに、区内大学との連携協定等を活用した取組をより一層推進します。</p> <p>○協働ステーション中央の運営</p> <p>○中央ぷらねっと（社会貢献企業連絡会）など区内企業やNPO法人等との協働の推進及び活動支援</p> <p>○区内大学との連携協定等を活用した取組の推進</p> <p>○ふるさと中央区応援寄附を活用した地域貢献活動団体等への支援</p> <p>◎地域活動団体のネットワーク化の促進</p>	<p>総務課 地域振興課 社会福祉協議会</p>
5	地域福祉コーディネーター（CSW）・生活支援コーディネーターによる地域活動の支援（再掲）	<p>社会福祉協議会と連携しながら、住民が主体となった地域活動の取組を普及・推進していきます。住民主体による地域に開かれた活動を全区的に展開できるような取組を推進します。</p> <p>◎地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターの拡充（再掲）</p> <p>○おとなりカフェ・ちょこっと相談会の開催（再掲）</p>	<p>管理課 高齢者福祉課 社会福祉協議会</p>

#### 📖 協働ステーション中央

区内における社会貢献活動の輪を広げ、協働の普及促進を図るための拠点として、NPO・ボランティアなどの社会貢献活動(市民活動)に関する相談を受け付けています。また、きめ細かな行政サービスの提供を図るため、社会貢献活動団体(NPO・ボランティア団体など)と区が力を合わせて公共的な課題解決へ取り組む仕組みである協働事業提案に向けて、事業構築など、総合的なサポートを実施しています。

#### 📖 ボランティア・区民活動センター

ボランティア活動の拠点として、ボランティア活動に関する相談を受け付けているほか、情報提供やコーディネート、ボランティア連絡会や交流会の実施、社会貢献企業との協働の推進、ボランティア活動推進団体等への助成など、各種活動を支援する取組を行っています。

### (3) 重層的見守りネットワークの充実

#### 現状と課題

これまで、民生・児童委員など地域の人材や民間事業者によって、一人暮らしや認知症高齢者、ひとり親家庭などの支援を必要とする人たちの見守り活動が行われてきました。

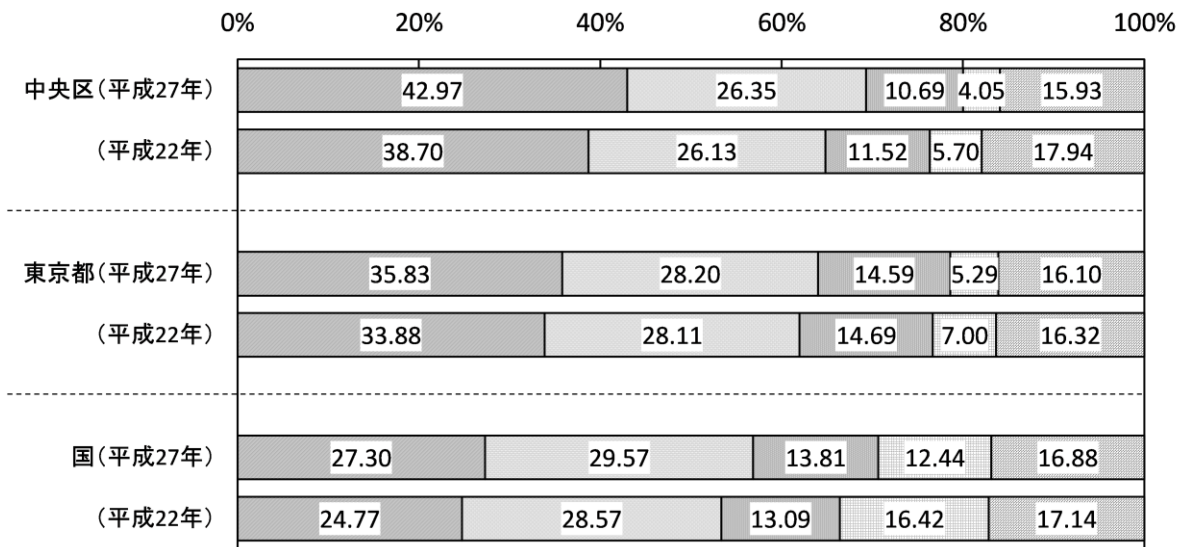
近年、核家族化の進展による独居高齢者、高齢者のみ世帯、日中独居高齢者の孤立化や子どもの孤食など、地域の見守りが必要な人は増加傾向にあります。特に、生活に何らかの支障がある認知症高齢者<sup>18</sup>は高齢者人口全体の約13%を占めており、今後も後期高齢者の増加に伴い、一層増加が見込まれています。さらに、知的障害者のグループホームへの入居希望が多くなっていますが、区内では満室に近い状況にあり、入所施設や長期入院から地域に戻って生活することを希望する障害者も多く、障害者とその介護者の高齢化や親亡き後も見据えて地域生活を支える環境づくりが求められています。

地域活動や見守り活動などを行う町会・自治会に加え、マンションの維持管理を目的とする管理組合においても、居住者からの苦情・相談などがきっかけとなり支援を必要とする人が顕在化し、中にはマンション管理上の問題に発展するようなケースもあります。支援を必要とするさまざまな人が、地域で安心して暮らせるよう、地域ぐるみで支える仕組みが必要です。

地域において福祉活動を推進する民生・児童委員がより活動しやすい環境づくりを進めるとともに、マンションの管理組合、NPO、地域のささえあいサポーターや宅配等の民間事業者などに対し、適切な相談機関に関する情報を積極的に提供するなど、支援を必要とする人や世帯の抱える問題を早期に発見し、支援につなぐ重層的見守りネットワークの充実を図ります。

<sup>18</sup>生活に何らかの支障がある認知症高齢者：認知症の日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者

図表：高齢者のいる世帯の世帯構成(中央区、東京都、国)



単独世帯
  夫婦のみ世帯
  夫婦と子どもから成る世帯
  三世帯世帯
  その他の世帯

本区は、国や東京都と比較して、高齢者のいる世帯に占める単独世帯の割合が高く、平成27年は43.0%となり、その割合は上昇しています。

資料：総務省統計局「国勢調査」(平成22年、平成27年)

## 目指す姿

- \* ~~身近な地域の中で、さまざまな主体による見守り活動が展開され、重層的ネットワークが機能しています。課題を抱える人や家庭を早期に発見し、適切な支援につなげています。~~
- \* ~~地域における支援者がお互いの役割を理解し合いながら、情報共有や連携を図り、身近にある地域の課題や支援を必要とする人、家庭の抱える問題等を早期に発見し、支援につなぐ仕組みがつくられています。~~

## 主な取組・事業

	取組・事業	内容 (関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要)	所管
1	民生・児童委員の活動支援	民生・児童委員が地域で取り組む福祉活動を支援するとともに、行政や地域の関係機関との情報交換の場となる協議会や連絡会を定期的を開催するなど連携の強化を図ります。 ○民生・児童委員による相談・援助・調査活動への支援 ○協議会の定期開催 ○研修および施設見学の実施 ◎区民向け広報活動の充実	管理課

	取組・事業	内容（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）	所管
2	青少年の健全育成支援、家庭教育支援	各地域においてさまざまな行事を実施する青少年対策地区委員会や、PTA等地域団体の活動を支援し、地域における青少年の健全育成や家庭教育の充実を図ります。 ○青少年対策地区委員会の活動支援 ○中央区地域家庭教育推進協議会 ○PTA等地域団体との共催による家庭教育学習会の開催	文化・生涯学習課 教育委員会事務局庶務課
3	町会・自治会・マンション管理組合等による見守り体制の推進	一人暮らし高齢者等が地域で安心して暮らせるよう、町会・自治会・マンション管理組合等を中心とした地域の団体による高齢者等の見守り活動に対し、活動費の助成等を行い、地域における高齢者等の見守りを推進します。 ○地域見守り活動支援事業（あんしん協力員）（再掲） ○ふれあい福祉委員会への支援	介護保険課 社会福祉協議会
4	ささえあいサポーター、認知症サポーター等の拡大	身近な地域で不安や悩みを抱えた人たちに気付き、必要な支援へとつなぐ「ささえあいサポーター」や、認知症の正しい知識やつきあい方を理解し、自分のできる範囲で認知症の人を応援する「認知症サポーター」を養成するとともに、各サポーターを活用したささえあいの仕組みづくりを構築します。 ○ささえあいサポーター養成講座 ○認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座 ○認知症カフェ等（気軽に相談できる場）の確保 ○認知症に関する普及啓発及び相談体制の充実	社会福祉協議会 介護保険課
5	民間事業者等との協定締結による見守り体制の推進	宅配事業者等と協定を締結し、高齢者の見守り活動を強化します。 ○協定締結事業者による見守り活動	管理課 介護保険課
6	地域の支援者のネットワーク化	地域における支援者のネットワーク化に向けて、地域の支援者や関係団体同士の情報共有および顔の見える関係づくりの場を整備します。 ●地域の支援者のネットワーク化に向けた取組の検討 ◎地域支えあいづくり協議体（区全域）・支えあいのまちづくり協議体（各地域）の活用（再掲）	管理課 高齢者福祉課 社会福祉協議会



## (4) 心のバリアフリーの推進

### 現状と課題

年齢、性別、国籍、障害の有無等のさまざまな違いを超え、相互に理解し支え合う地域社会の実現は本区が目指すものです。

平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」は、すべての人が障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合うことのできる共生社会の実現に向け、行政機関等や民間事業者に対し障害を理由とする不当な差別的取り扱いを禁止するとともに、障害者の社会的障壁（生活を送る上で障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）について合理的な配慮を行うことを定めました。区では、この障害者差別解消法の理念をすべての人に普及・啓発するためさまざまな取組を進めていますが、障害者に対する地域住民の理解は十分であるとは言えません。

また、性別による役割分担の固定化の意識は変わりつつあるものの、いまだ根強く残っている状況も見られます。

学校、家庭、職場、地域などあらゆる場において、多様な価値観を認め合う社会の実現に向けた「心のバリアフリー」を推進していく必要があります。

### 目指す姿

~~\* 学校、家庭、職場、地域などあらゆる場において福祉教育が実施され、「心のバリアフリー」が進んでいます。（2つ目の目指す姿に含む）~~

\* あらゆる人が地域社会の中で互いに相手の立場や状況を理解し、お互いの違いや個性を認め合う地域共生社会が構築されています。

### 主な取組・事業

	取組・事業	内容（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）	所管
1	福祉教育の推進	学校や地域、関係機関と連携し、福祉教育やボランティア体験等さまざまな機会を提供し、子どもの頃から障害と障害者に対する理解を深める取組を推進します。 ○障害者サポートマニュアルの配布 ○出前講座・福祉体験講座 ○発達障害に対する理解の促進 ○職員研修	障害者福祉課 社会福祉協議会 福祉センター 子ども発達支援センター 指導室 職員課

	取組・事業	内容（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）	所管
2	障害者等の参加・交流機会の充実	<p>健康福祉まつり等の区の行事や地域における各種行事、施設のイベント等を通じて、障害のある人とない人が相互に理解を深めるための交流を促進します。また、社会福祉法人等と連携し、障害者や高齢者が主体的に活躍できるような交流の場づくりを促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者福祉団体の活動支援</li> <li>○健康福祉まつりの開催による相互の理解の促進</li> <li>○障害者スポーツ体験会</li> <li>○防災拠点運営委員会訓練における障害者等の参加促進</li> <li>◎社会福祉法人との連携強化</li> </ul>	障害者福祉課 福祉センター 社会福祉協議会 スポーツ課 防災課
3	多様性を認め合うまちづくりの推進	<p>「障害者差別解消法」の周知や障害の理解を促進するための啓発活動、職員研修等を実施します。また、性的マイノリティに対する理解を深める教育など学校における多様性を認める教育の推進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ヘルプマーク・ヘルプカードの配布</li> <li>○障害者差別解消法リーフレットの配布</li> <li>○学校における多様性を認める教育の推進</li> <li>○職員研修（再掲）</li> </ul>	障害者福祉課 福祉センター 指導室 職員課
4	多文化共生の意識醸成	<p>学校における英語活動・英語指導や海外体験学習等の実施により多文化共生の意識を醸成していきます。また、国際交流イベント等の機会を通じて多文化共生の意識醸成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○中学生の海外体験学習の実施</li> <li>○外国人英語指導講師による英語活動・英語指導の実施</li> <li>○国際交流のつどい、国際交流サロンの開催</li> <li>○おもてなし講座の開催</li> </ul>	指導室 文化・生涯学習課 文化・国際交流振興協会
5	男女共同参画の推進	<p>男女共同参画に関する意識啓発や情報提供の充実を図り、区民への理解を深めていきます。また、学校における男女平等教育を推進することで、子ども一人一人が男女共同参画の意識を深め、将来に向けた男女共同参画社会の推進につなげます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画の意識啓発</li> <li>○男女共同参画に関する情報提供</li> <li>○学校における男女平等教育の推進</li> </ul>	総務課 指導室

### 区内社会福祉法人の連携による地域公益活動への取り組み

基本施策2「気づきあい支えあいつながる地域づくり」の推進にあたっては、社会福祉法人が専門分野を超えて連携し、地域公益活動へ取り組む中央区社会福祉法人連絡会が力強い存在となっています。中央区社会福祉法人連絡会は、区内16の社会福祉法人が参加し、中央区社会福祉協議会が事務局を務めています。社会福祉法人の持つ専門性などを活用し、地域ニーズに対応したさまざまな取組を検討しています。

【平成30（2018）年度の取組】

#### 📖 福祉体験合宿

平成31年3月に、区内5法人が参加し、将来の福祉人材・担い手の育成のため子どもに体験の場を提供するとともに、家族ぐるみで地域福祉への理解を促進することを目的として実施しました。

#### 📖 ポッチャ体験&福祉ちょこっと相談会

平成30年12月と平成31年1月に、区内11法人が参加し、ポッチャ体験とあわせて相談会を開催し、多世代の交流を図りました。参加者からは、「誰とでもできたのがよかった。」「楽しかった。」「もっと広めてもらいたい。」といった感想が聞かれました。

## 基本施策3 地域生活を支える保健医療福祉の基盤づくり

### ●健康で安心して暮らせるまちづくり

誰もが安全に安心して暮らしていくには、区が区民一人一人の地域生活を支える保健・医療・福祉サービスの基盤を強化していく必要があります。

平成26(2014)年6月に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」による医療法等の改正を受けて、病気を抱えた方が早期の社会復帰と引き続き地域で生活していくことができる環境を整備していくため、効率的かつ効果的な地域医療の提供体制および在宅生活を支える介護や福祉サービスの確保に向けた取組を推進していくことが求められています。高齢者人口の増加等によりサービスの需要が増大していく中、地域の医療、介護、保健、福祉サービス等の資源の充実に加えて、病院間・病診間の連携、関係機関や事業者等の多職種連携による資源の有効活用が求められます。区民が必要なときに必要なサービスを利用できるよう、国や東京都の施策を注視しつつ、人材不足等の課題を抱えるサービス提供事業者等の支援を強化していく必要があります。

また、観光やビジネスを目的とした国内外からの来街者が増加している状況に加えて、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催の際には、世界各国からの人の往来が活発化することが予想されており、感染症等が発生した場合には、急速な拡大と甚大な健康被害が懸念されることから、健康危機管理対策を強化していく必要があります。あわせて、本区には、飲食店等の食品関連事業所、公衆浴場等の衛生関係施設、診療所や薬局等の医療提供施設が多数存在しているため、監視指導等を通じて区民等の健康や食生活等の安全を守り、健康被害を未然に防止することが求められます。

さらに、近年、国内各地で地震や台風、大雨等による自然災害が多発しており、集合住宅に居住する世帯が9割を占めるといった本区の地域特性を踏まえた防災対策が重要です。さらなる災害意識の向上や災害情報の提供体制の強化に加えて、避難に支援を必要とする高齢者や障害者への対策や災害が長期化したときの体制強化など、減災に向けた取り組みの推進が求められています。

### ●すべての人の尊厳が守られる社会の推進

人権や命にかかわる重大な問題である高齢者や障害者、子ども、配偶者等への虐待や暴力については、育児や介護での孤立化等により、誰にでも起こりうる問題であることから、虐待防止に係る関係者と連携しながら早期に発見し、被害者一人一人に応じたきめ細やかな支援ができる体制を常に整えることが求められます。

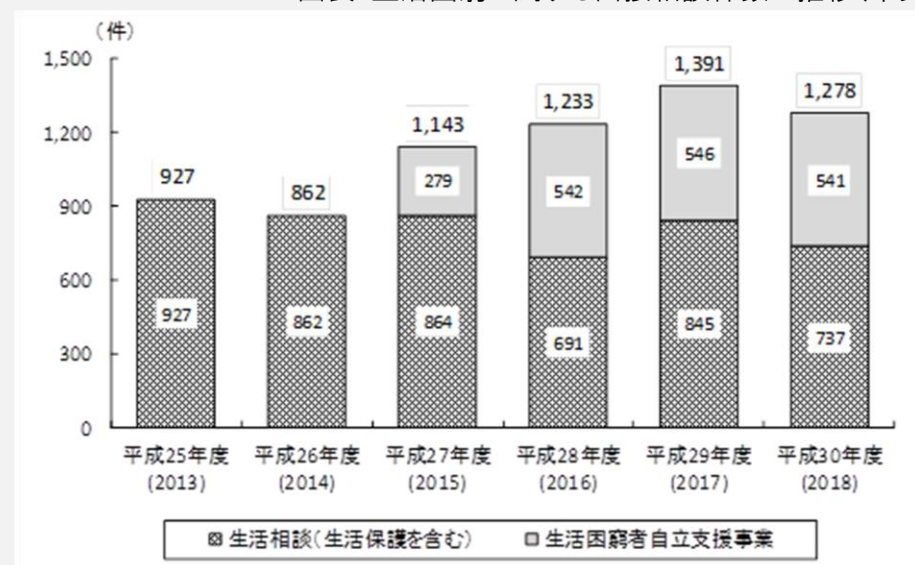
あわせて、判断能力が十分でない認知症高齢者や障害者の権利を守り、本人やその家族等が安心して暮らせる地域づくりを進めていく必要があります。平成28(2016)年に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の趣旨に沿って、成年後見制度のさらなる利用促進を図るため、社会貢献型後見人の養成や地域連携ネットワークの段階的整備とともに、その中核となる機関の設置が求められています。

また、生活に困窮する人の抱える問題は複雑で多岐にわたるため、個別の状況に応じた具体的かつ包括的な支援が求められます。今般、子どもの貧困対策の推進に関する法律が改正され、すべての子ども・若者が生まれ育った環境に左右されることなく夢や希望をもって成長できるよう、

「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても地域全体で子ども・若者の支援策を総合的に推進することとされました。経済的支援のみならず、教育、生活の安定、保護者の就労といった幅広い視点から切れ目のない支援に取り組んでいく必要があります。

特に、本区においては生活に困窮している方の割合が低いという特徴がある中、支援を必要とする方が自ら相談しにくいという状況も考えられることから、潜在的ニーズの把握に努め、子どもの学習支援や保護者の自立支援などの生活困窮者自立支援事業等を活用し、貧困の連鎖を断ち切る支援につなげていくことが重要です。

図表：生活困窮に関する面接相談件数の推移(中央区)



制度が始まった2015年度から面接相談件数は伸び、2014年度から2017年度にかけて529件増加しましたが、近年は横ばいで推移しています。

資料：中央区 ※平成27年度以降は生活困窮者自立支援事業に関する相談を含む

### ●誰もが安全に安心して社会参加できるまちづくり

年齢や障害等に応じた適切な配慮がなされることにより、社会的障壁が取り除かれ、誰もが安心して社会参加することができます。

本区では、公共的施設のバリアフリー<sup>19</sup>化や関連諸施策を総合的に進める上での基本的な考え方および具体的な整備方針等を定める「中央区福祉のまちづくり実施方針2011」を踏まえて、これまで、さまざまな障害特性や外国人に配慮した情報のバリアフリー化を進めるとともに、子育て世代、高齢者、障害者を含むすべての人が安全かつ快適に施設等を利用できるよう、歩道の段差解消や平坦化、鉄道駅のエレベーター等の整備促進、だれでもトイレの設置等のハード面の整備を行ってきました。

今後、区民はもとより、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に国内外からより一層多くの来街者も見込まれることから、すべての人が安全で安心して快適に暮らし、社会参加できるよう、実施方針に基づく取組を着実に実施し、ユニバーサルデザイン<sup>20</sup>を基本とした福祉のまちづくりを推進していくことが求められます。

<sup>19</sup> バリアフリー：障害者、高齢者等が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、もしくは具体的に障害を取り除いた事物および状態をいう

<sup>20</sup> ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍や年齢・性別などの違い、障害の有無や能力差などを問わずに利用できることを目指した建築(設備)・製品・情報などの設計(デザイン)のこと

## 施策の方向性

地域において自立した生活を支える保健、医療、福祉サービスの充実等を図り、以下の6つの視点から地域福祉を推進していくための基盤を強化します。

- (1) 地域保健医療体制の整備
- (2) 健康危機管理対策の推進
- (3) 福祉サービスの質の向上・人材確保
- (4) 生活困窮者等の自立支援
- (5) 権利擁護の推進
- (6) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

### (1) 地域保健医療体制の整備

#### 現状と課題

区民の命と健康を守るためには、必要な医療を、誰もが、いつでも、どこでも、適切に受けることができる体制が不可欠です。

平成28（2016）年7月に策定された「東京都地域医療構想」では、医療・介護・福祉等に関わるすべての人が協力し、「東京の特性を活かした切れ目のない医療連携システムの構築」、「地域包括ケアシステムにおける治し、支える医療の充実」等を目標として、区市町村は都や地域の関係機関等と緊密に連携して地域の医療提供体制の確保を推進することとされています。

本区では、区民の健康を守るための身近な相談先として、また、手術等が必要な際は専門の医療機関を紹介してもらい、退院後も地域で安心して受診できる場等の機能として、かかりつけ制度を推進していますが、平成28（2016）年に実施した高齢者の日常生活圏域ニーズ調査の結果をみると、かかりつけの医師がいる割合は76.6%、また、かかりつけの歯科医師がいる割合は52.1%と、十分に普及・定着しているとは言えません。

区民が安全に安心して暮らしていくためには医療資源の確保が不可欠であることから、東京都の保健医療計画において設定されている二次保健医療圏<sup>21</sup>ごとの機能に応じた医療機関との連携体制を整備していくとともに、休日急患などの緊急時の対応を含めた身近な地域での医療環境整備を、人口が急増する状況を見据えながら推進していく必要があります。

一方で、大規模災害等の発生に備えて、日頃から医療救護活動について関係機関と協議を進め、防災訓練の実施や地域資源を活用した人員の確保などに努めるとともに、**関係機関との連携による初動態勢の構築、断水や停電等のライフラインの影響を受けた場合を含めた災害の長期化に備**

<sup>21</sup>二次保健医療圏：原則として特殊な医療を除く一般の医療ニーズに対応するために設定する区域で、入院医療を圏域内で基本的に確保するとともに、医療機関の機能連携に基づく医療サービスと広域的、専門的な保健サービスとの連携などにより、都民に包括的な保健医療サービスを提供していく上での圏域であり、その整備を図るための地域的単位

えた体制整備、東京都や近隣区、災害時総合援助協定を締結している自治体や関係機関との連携強化等の取り組み等を進めていく必要があります。

## 目指す姿

- \* 区民がいつでも必要を適切な医療サービスを適切に受けることができるよう、身近な地域で疾病の急性期、回復期、慢性期に応じた医療環境が整っています。
- \* 災害発生直後の医療救護体制や災害の長期化に備えた災害時の地域の保健医療体制が整っています。

## 主な取組・事業

	取組・事業	内容（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）	所管
1	かかりつけ医等の普及	<p>区民の健康を守るための身近な相談先等の機能としてかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師等を推進しています。地区医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携して、区内医療機関の情報をわかりやすく提供し、かかりつけ医等の普及・定着を図ります。</p> <p>○「かかりつけ医 MAP」「かかりつけ歯科医マップ」の配布</p> <p>○医療相談窓口の設置</p>	管理課 生活衛生課
2	緊急医療体制の確保	<p>休日応急診療所・薬局・歯科診療所の開設等により、緊急時の対応を含めた身近な地域での医療の環境整備を進めます。</p> <p>○休日応急診療所、休日応急歯科診療所、休日応急薬局の開設</p> <p>○平日準夜間小児初期救急診療事業</p>	管理課
3	災害時の応急救護体制の整備	<p>地区医師会等と連携を図り、災害発生直後の医療救護体制を充実させるとともに、傷病者の応急処置や災害拠点病院への搬送の適否、緊急医療救護所の設置・運営等、迅速な対応を行います。また、薬剤師会等と連携し災害時に使用する医薬品の確保にも努め、適切な医療救護活動ができる環境を整備します。さらに、関係機関と連携し、長期化する避難生活等に備えて継続的な医療体制の維持・確保を図ります。</p> <p>○応急救護連携会議の開催</p> <p>○多職種による医療救護訓練の実施</p> <p>○国立がん研究センター中央病院との医療救護活動についての連携</p>	管理課 生活衛生課 健康推進課 保健センター 防災課

	取組・事業	内容（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）	所管
4	福祉避難所の体制整備	<p>福祉避難所として指定している区立特別養護老人ホーム等と福祉避難所の開設に係る受入体制や経費負担等について協定を締結しています。また、福祉避難所運営本部の設置や福祉避難所への避難対象者のスクリーニング実施方法等について関係部署と調整を行っています。要配慮者に対して心のケアや相談等を行う生活相談員については、聖路加国際大学等から<del>福祉避難所</del>の施設への派遣支援を受けて配置します。</p> <p>○区立特別養護老人ホーム等との福祉避難所の開設に係る協定の締結</p> <p>○<del>聖路加国際大学との</del>生活相談員派遣に係る協定の締結</p>	高齢者福祉課 障害者福祉課 介護保険課 福祉センター 子ども発達支援センター 健康推進課 保健センター 防災課
5	災害時要配慮者への支援	<p>災害発生時における要配慮者の安否確認や避難誘導、また、ライフラインの断絶等を含め災害が長期化した際に在宅避難をしている要配慮者への生活支援が適切に行えるよう、事業所と定期的に訓練を実施するなど、平常時からの備えを促します。</p> <p>○災害時における区と中央区介護保険サービス事業者連絡協議会との要介護高齢者の安否確認等に関する協定の締結</p>	高齢者福祉課 介護保険課 障害者福祉課 福祉センター 子ども発達支援センター 健康推進課 保健センター 防災課

## (2) 健康危機管理対策の推進

### 現状と課題

本区では、保健所が地域における健康危機管理の拠点として、健康被害の発生状況や保健医療を取り巻く環境の変化などを踏まえ、平常時の監視業務を通じて健康危機を未然に防ぎ、区民の命と健康を守り、社会生活が維持できるよう対策を進めています。

ここ数年来、エボラ出血熱などの新興感染症や結核等の再興感染症の脅威、食中毒や食品の化学物質混入など、区民の生命と健康を脅かす健康危機が懸念されており、健康危機管理対策の強化が求められています。

また、本区には、都心の商業地域としての知名度や交通利便性の高さから、理容所、劇場、ホテル等が集積しているため、監視指導を徹底し、施設の衛生水準や利用者の安全を確保することが重要です。また、日本の食品流通の中心地であり、食の安全・安心が強く求められている中、食品衛生関係施設の監視指導の徹底を図る必要があります。



## 目指す姿

- \* 正しい知識の普及により、区民一人一人が感染症の流行状況に応じた予防や対応を**行うこと**で、~~区民の命と健康が守られ~~ています。
- \* 区民や多くの来街者が**安全・安心かつ快適に**、理容所等の環境衛生関係施設や飲食店等の食品衛生関係施設、診療所等の医療関係施設等を**安全・安心かつ快適に**利用**でき**ています。

## 主な取組・事業

	取組・事業	内容（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）	所管
1	感染症対策の推進	<p>予防接種の情報提供を積極的に行い、感染症予防を推進するとともに、感染症法に基づく対応を充実するほか、新型インフルエンザ対策として日頃から関係機関と共同して訓練を実施し、情報連携を高めるなど、発生時に迅速かつ的確に対応できるよう体制を強化します。</p> <p>○かんたん予防接種スケジュールによる情報提供 ○先天性風しん症候群対策 ○中央区新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく体制強化</p>	健康推進課
2	衛生的な環境の確保	<p>環境衛生施設への監視指導を行い、衛生水準を確保します。感染症を媒介する衛生害虫の駆除作業を実施するとともに、区民からの防除に関する相談への対応、正しい情報の普及・啓発を行います。また、宿泊施設に対する監視体制の強化等を行いながら、安心して住み続けられる生活環境の保持や環境衛生水準の維持向上を図ります。</p> <p>○環境衛生関係施設の監視指導 ○特定建築物の監視指導 ○小規模給水施設の指導 ○ねずみ・衛生害虫の防除</p>	生活衛生課
3	食生活の安全確保	<p>食品関連施設の衛生を確保するため、「食品衛生監視指導計画」に基づく効果的・効率的な監視を実施するとともに、食中毒や有害・違反食品等の発生時に迅速に対応します。また、制度化が予定されている HACCP<sup>22</sup>による衛生管理の導入について、区内事業者に対する支援を行います。</p> <p>○違反・有害食品の排除と公表、自主回収報告の指導 ○食中毒・有症苦情等に関する調査および指導</p>	生活衛生課

<sup>22</sup> HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point ハサップ）：食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法

	取組・事業	内容（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）	所管
4	医事・薬事の安全確保	医療機関等に対し計画的に立入調査や指導を行い、医療の安全の確保を図ります。また、薬局や薬店、その他毒物および劇物販売業者に対して定期的に立入検査を行い、医薬品等の適正な販売や取り扱いを指導し、違反や事故の発生を防止します。 ○医療安全講習会の開催 ○医療相談窓口の設置 ○薬局等の監視指導、家庭用品の検査	生活衛生課

### (3) 福祉サービスの質の向上・人材確保

#### 現状と課題

核家族化に加えて、子育て世代の流入、高齢者人口の増加等により、福祉・介護サービスの需要の増大が見込まれ、多様で質の高いサービスの提供が求められています。

本区では、良質な福祉・介護サービスを提供するために、保育、障害福祉、介護の各サービス事業者を訪問しながら実地指導検査を実施し、人員・設備・運営等の基準を満たしているか、適正にサービスが提供されているかなど、事業所の運営等に関して検査・指導・助言等を行っています。区内認可・認証保育所等に対しては区の保育士が巡回指導により保育内容等に関する助言や相談を行い、介護事業所に対しては介護給付適正化指導調整専門員が適切なケアマネジメントのためのケアプラン点検を行っています。今後も一層、事業者に対する指導検査を担当する職員のスキル向上を図り、福祉サービスの質の維持・向上を図る必要があります。

また、福祉サービス第三者評価の受審が一部の事業者の利用に限られていることから、区内の事業所に対して福祉サービス第三者評価受審費用の助成制度を周知し受審を促していく必要があります。受審後には評価に基づく改善状況の確認、評価結果の周知を行い、利用者が質の高いサービスを選択できるようにすることが必要です。

一方で、保育士や介護職員など福祉全般の人材不足が続いており、区内福祉サービス事業所の人材の定着・育成への支援は喫緊の課題です。

区では、保育士や介護職員等の人材不足に対応するため、新たな職員の雇用の創出・定着を図るための様々な補助事業等により人材確保に取り組んでいますが、十分とはいえないため、引き続き対策を強化していく必要があります。

#### 目指す姿

- \* ~~福祉サービス提供者に対する検査・指導および助言・支援や第三者評価等の結果の公表を通じて、~~区民が必要なときに質の高い支援や福祉サービスを選択し、利用できしています。
- \* ~~福祉分野の人材の育成および確保の支援により、~~区民が必要なときに必要な福祉サービスを利用できています。（1つ目の目指す姿に含む）

## 主な取組・事業

	取組・事業	内容（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）	所管
1	社会福祉法人・サービス事業者の支援・指導の強化	<p>保育、障害福祉、介護の各サービス事業者の現地指導検査を実施し、事業所の運営や良質なサービスの提供等に関して指導・助言等を行います。</p> <p>○社会福祉法人の指導監査</p> <p>○サービス事業者の現地指導・支援等</p>	<p>管理課</p> <p>子育て支援課</p> <p>介護保険課</p> <p>障害者福祉課</p>
2	第三者評価、指定管理者評価等によるサービスの質の向上	<p>指定管理者による施設運営の状況を毎年度評価し、評価結果を今後の施設運営に反映させることにより利用者サービスの向上を図ります。また、サービス提供事業者の福祉サービス第三者評価の受審を促します。</p> <p>○指定管理者の評価実施</p> <p>○福祉サービス第三者評価受審費用の助成</p> <p>○介護相談員の派遣</p>	<p>管理課</p> <p>子育て支援課</p> <p>高齢者福祉課</p> <p>介護保険課</p> <p>障害者福祉課</p>
3	苦情相談窓口の周知	<p>区が実施する福祉に関する各種のサービスに対する苦情・相談の窓口として、福祉の資格を持った専門相談員による相談窓口を開設し、公正かつ中立な立場で問題解決に努めます。</p> <p>○福祉サービス苦情相談窓口</p>	<p>管理課</p>
4	福祉専門職等人材の確保	<p>介護事業所への就職斡旋事業、合同就職相談・面接会の開催、宿舍借上支援事業などにより、新たな介護職員の雇用の創出・定着を図ります。</p> <p>また、保育士の不足に対し、キャリアアップや社宅制度などの様々な補助事業により、人材確保に努めます。</p> <p>○介護人材確保支援事業</p> <p>○キャリアアップ補助</p> <p>○社宅制度(宿舍借上支援事業)</p> <p>○保育補助者の保育士資格取得費用を支援する事業所への補助事業</p>	<p>子育て支援課</p> <p>介護保険課</p>

## (4) 生活困窮者等の自立支援

### 現状と課題

生活に困窮する人が抱える問題は経済的困窮だけではなく、住まいや就労、病気や障害、社会的孤立など多様で複雑であることから、個別の状況に応じた具体的かつ包括的な支援が求められます。

平成27(2015)年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護とならないよう、生活保護制度の見直しと生活困窮者対策が一体的に進められてきました。本区では、仕事や生活に困っている生活困窮者からの相談に包括的に対応する自立相談支援機関を置き、生活保護制度と連携した相談支援を行っています。法に基づく事業として、就労支援、家計改善支援、生活習慣や健康管理の支援、貧困の連鎖を防止するための子どもに対する学習支援等を活用しながら、相談窓口では相談者の自立と尊厳の確保に配慮して、一人一人の状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員や地区担当員が寄り添いながら他の専門機関と連携して支援を行っています。

平成30(2018)年の法改正により、区の福祉、就労、教育、税務、住宅等の部署において自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことが努力義務化されたことを受け、生活困窮者を把握した場合は自立相談支援機関につなぐよう区の関係部署に周知し、連携強化に努めています。

中でも、8050問題<sup>23</sup>やひきこもり<sup>24</sup>などは個々のケースによって状況が異なり、問題が長期化かつ複雑化していることが多く、その潜在する課題を把握して支援につなぐことは容易ではありません。地域の支援者の協力を得ながら地域福祉コーディネーター、専門支援機関等との連携を密にし、時間をかけて関係性を深め、医療、福祉サービス等の利用についての理解を得ていくことで課題を一つ一つ整理していくことが求められます。

的確な支援を行うためにはこのような相談に対してさまざまな関係機関との調整や対応する職員の知識と技術が不可欠であることから、相談支援機関の体制強化、相談支援員の育成を行うことが重要です。

### 目指す姿

- \* さまざまな課題を抱える生活困窮者等が制度の狭間に陥ることなく、その尊厳が守られ、真に安定した生活のための「社会生活の自立」や「経済的自立」に向けた支援を受けています。
- \* 子どもたちの現在および将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、必要な支援や環境整備および教育の機会均等が図られ、子ども一人一人が夢や希望を持って成長しています。

<sup>23</sup> **8050（はちまるごーまる）問題**：本人が安定した収入がないまま50代となり、養ってきた親も80代となって働くことが難しくなり、孤立や困窮に追い込まれてしまう世帯の問題のこと。

<sup>24</sup> **ひきこもり**：様々な要因の結果として、長期にわたって学校・仕事に行かず、社会との接触を断ち自宅にこもって生活している状態

## 主な取組・事業

	取組・事業	内容（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）	所管
1	暮らしと仕事の自立支援	<p>個々の相談者の生活困窮状況に応じて作成した支援プランに基づき、相談支援員が他機関と連携し自立に向けた支援をするとともに、支援の質を担保するため、プラン案の適切性を協議する支援調整会議を開催します。</p> <p>◎生活困窮者自立相談支援の窓口体制の充実 ○住居確保給付金 ○家計相談支援事業 ○一時生活支援事業</p>	生活支援課
2	ひとり親家庭の自立支援	<p>相談を通し、ひとり親家庭に対して母子・父子福祉資金の貸付や休養ホームの利用、生活全般について指導・助言を行っているほか、高等職業訓練促進給付金および自立支援教育訓練給付金の支給やホームヘルパーの派遣により、就労支援を行っています。</p> <p>○家庭相談・ひとり親家庭相談、女性相談 ○高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の支給 ○ひとり親家庭ホームヘルプサービス</p>	子育て支援課
3	子ども・若者の学習支援	<p>生活困窮世帯やひとり親世帯などの子どもを対象とした大学生等の学習ボランティアによる無料個別指導学習会を開催し、子どもの学習習慣の定着や、ひとり親家庭特有の悩みに対する精神的なケアを図ります。</p> <p>○子どもの学習支援事業 ○ひとり親家庭等の子どもの学習支援 ○受験生チャレンジ支援貸付</p>	生活支援課 子育て支援課 社会福祉協議会
4	ひきこもり支援	<p>生活困窮者相談支援窓口や精神保健福祉相談窓口における支援をはじめ、「東京都ひきこもりサポートネット<sup>25</sup>」へつなぐなど、個々のケースの状況に応じて関係機関が相互に連絡・調整し、地域福祉コーディネーターや民生・児童委員等の地域の支援者と協力しながら課題の解決を図ります。</p> <p>◎生活困窮者自立相談支援の窓口体制の充実 ◎地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターの拡充（再掲） ●相談支援包括化推進連絡会議（仮称）の開催（再掲）</p>	管理課 生活支援課 障害者福祉課 福祉センター 高齢者福祉課 健康推進課 保健センター 文化・生涯学習課 社会福祉協議会

<sup>25</sup>東京都ひきこもりサポートネット：東京都が運営している、ひきこもり等の自立に困難を抱える本人、その家族や友人を対象とした、メール・電話・ご家庭への訪問による相談事業

## (5) 権利擁護の推進

### 現状と課題

人権や命にかかわる重大な問題として、高齢者や障害者、子ども、配偶者や交際相手等への虐待・暴力があります。また、いまだに固定観念等による外国人や刑余者、多様な性自認・性的指向の人への偏見や差別的言動などの人権問題により、社会活動に参加する機会を得られない人々もいます。平成28(2016)年に施行された障害者差別解消法では障害を理由とする差別的な取扱いを禁止し、障害者から求めがあった場合の合理的配慮の提供義務が規定されています。一人一人が個人の尊厳を尊重し、多様な価値観を認め合う地域社会の実現に向けて、積極的に情報発信や意識啓発を図るなど、さらなる取組が求められています。

中でも、虐待や権利侵害を未然に防ぎ、早期に発見・対応していくためには、地域の多様な主体による見守り活動を促進し、地域の目を増やすことが重要です。

また、暴力や権利侵害の気づきや発見を速やかに支援につなげていくため、相談機関や虐待通報窓口等の周知徹底を図るとともに、各相談支援機関の体制を充実していく必要があります。特に児童虐待については、全国で子どもが犠牲となる痛ましい事件が後を絶たず、本区においても相談件数が年々増加傾向にあります。今後は児童相談所の設置も見据えながら、子ども家庭支援センターや関係機関による地域の見守り機能の強化とあわせて、子育てに悩む保護者が気軽に相談できる場を提供していくことも重要です。

一人暮らしの高齢者が多い本区では、認知症高齢者等の増加を見据えて、成年後見制度の利用も視野に入れ、本人の意思を尊重した支援が重要です。弁護士等の専門職団体と連携し、本人を含む世帯全体の課題や困難事例への対応力を強化していく必要があります。

さらに、近年、悪質商法や特殊詐欺などの被害も増加しており、高齢者や障害者の財産や人権を守り、安心して暮らし続けられるよう情報発信や対策を強化していく必要があります。

### 目指す姿

\* 虐待や暴力、差別や偏見のない地域社会ですべての区民の人権や財産が守られ、安心して暮らしています。

~~\* 成年後見制度の利用促進などにより、高齢者や障害者の財産や人権が守られ、安心して暮らせる環境が整っています。(1つ目の目指す姿に含む)~~

## 主な取組・事業

	取組・事業	内容（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）	所管
1	人権尊重	<p>配偶者などからの暴力やハラスメント防止に関する啓発、情報提供をしていくとともに、女性相談等により、被害者の早期発見に努めます。</p> <p>○暴力・ハラスメント防止等のセミナー、巡回パネル展 ○学校における人権の尊重への理解を深める教育 ○権利擁護にかかる相談支援</p>	総務課 障害者福祉課 子ども家庭支援センター 指導室 社会福祉協議会
2	児童虐待防止	<p>児童虐待の予防、早期発見や子どもの適切な保護のために児童福祉、保健医療、教育の各関係者および警察等と相互に連絡を取り合い、情報の交換や支援に関する協議を行います。また、児童虐待情報専用電話や保健・心理・福祉の専門相談員の総合相談、体罰によらない育児の啓発など、児童虐待の未然防止や早期発見に努めます。</p> <p>○要保護児童対策地域協議会の設置 ○子どもと子育て家庭の総合相談 ○児童虐待情報専用電話「子どもほっとライン」 ○体罰によらない育児啓発パンフレットの配布 ○スクールソーシャルワーカーの配置</p>	子ども家庭支援センター 子育て支援課 健康推進課 保健センター 指導室
3	高齢者・障害者の虐待防止	<p>高齢者や障害者の虐待通報・相談窓口を設置し、虐待が疑われるケースについては、関係機関と連携して問題解決に向け迅速に対応します。また、虐待防止の普及・啓発や虐待通報電話の周知などを通じて地域全体の意識を高め、早期発見・早期対応につなげる体制づくりを進めています。</p> <p>○虐待に関する通報・相談窓口の啓発 ○権利擁護・虐待防止講演会 ○施設等サービス事業者の現地指導 ○障害者虐待防止リーフレットによる周知</p>	介護保険課 障害者福祉課 福祉センター
4	成年後見制度の利用促進	<p>成年後見制度の利用支援、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理等判断能力が不十分な高齢者および障害者の自立生活の支援などを行います。</p> <p>○成年後見支援事業、権利擁護支援事業 ○社会貢献型後見人の養成 ●中央区成年後見制度利用促進計画（仮称）の策定 ●中核機関の設置</p>	管理課 障害者福祉課 介護保険課 生活支援課 健康推進課 保健センター 社会福祉協議会 ほか

### 成年後見制度とは・・・

- 📖 平成12(2000)年に始まった成年後見制度は、認知症、知的障害もしくは精神障害などにより判断能力が不十分な人の日常生活を法律的に支援する仕組みです。
  - 📖 お金の管理ができなくなったり、悪質商法や特殊詐欺にあたり、障害のある子どもの今後が不安なときなどに、後見人が財産の管理、契約の代理や取消をしたり、介護・医療へのサポートをすることで本人の財産や権利を守ります。
  - 📖 後見人は、本人にとってどのような支援が必要なのかを考慮して、家族、法律・福祉の専門家（弁護士、司法書士、社会福祉士等）などから家庭裁判所が選任します。
- ◆ 本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの法定後見制度があるほか、判断能力が不十分になる前に備えとして、誰にどのような支援をしてもらうか予め契約により決めておく《任意後見制度》があります。
  - ◆ 本人に一定額以上の財産がある場合、信託銀行等との契約によりその財産を適切に保護する《後見制度支援信託》を活用することもできます。

#### 成年後見支援センター「すてっぴ中央」

- ☆ 制度利用の相談や家庭裁判所への申立手続に関する支援のほか、後見人の紹介や所得や財産が少ない方でも制度を利用できるよう、手続費用等の助成を行っています。
- ☆ 成年後見制度の利用支援のほか、区内の高齢者や認知症・知的障害・精神障害・身体障害のある方を対象に、福祉サービスの利用手続や日常の金銭管理、日頃使わない大切な書類を預かるサービスも行っています。



## (6) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

### 現状と課題

子育て世帯、高齢者、障害者等、誰もが安全・安心かつ快適に暮らし、また、訪れることができるまちづくりを推進するため、本区ではユニバーサルデザインの考え方を基本とした「中央区福祉のまちづくり実施方針2011」を定めています。

区では、ホームページにおけるウェブアクセシビリティ<sup>26</sup>の維持・向上、点字広報・声の広報の発行、手話通訳者の派遣などの対応を行う情報バリアフリーを推進しています。また、区内に居住する外国人区民は10年前と比較して1.7倍に増加しています。今後も増加が見込まれる外国人区民への行政サービスに対する理解を促進し、多様化するニーズに的確に対応できる体制を整えていくほか、すべての情報弱者への確に情報が届けられるようさまざまな媒体を活用し、民生・児童委員をはじめとした身近な支援者や関係機関に協力を得るなど、情報発信の強化を図っていく必要があります。

一方で、新たな区施設の整備および既存施設の改修時には、東京都の福祉のまちづくり条例の基準に従い、ユニバーサルデザインの理念を取り入れたバリアフリー化を推進するなど、計画的に整備を進めています。また、道路のバリアフリー化においては「中央区道における移動円滑化の基準に関する条例」や「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」等に基づき、歩道の段差解消や勾配の改善等を行うことで、障害者や高齢者等すべての人が安全・快適に移動できる歩行環境の整備が求められます。

今後も、旅客施設等を中心とした面的・一体的な整備を推進するなど、交通機関や道路等のバリアフリーのさらなる推進を図っていくとともに、公共施設等建築物のバリアフリー化を一層進めていくことが重要です。また、再開発事業などにおいては、民間事業者に対して積極的な誘導を図っていくなど、すべての人が自由に外出し、社会参加できる安全で快適な福祉のまちづくりを推進していく必要があります。

### 目指す姿

- \* ~~日常生活上のさまざまなバリア(障壁)が解消され、高齢者や障害者を含む~~誰もが安全・安心で快適な暮らしを実感でき、気軽に外出し社会参加できる環境が整っています。

<sup>26</sup> ウェブアクセシビリティ：高齢者や障害者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できること

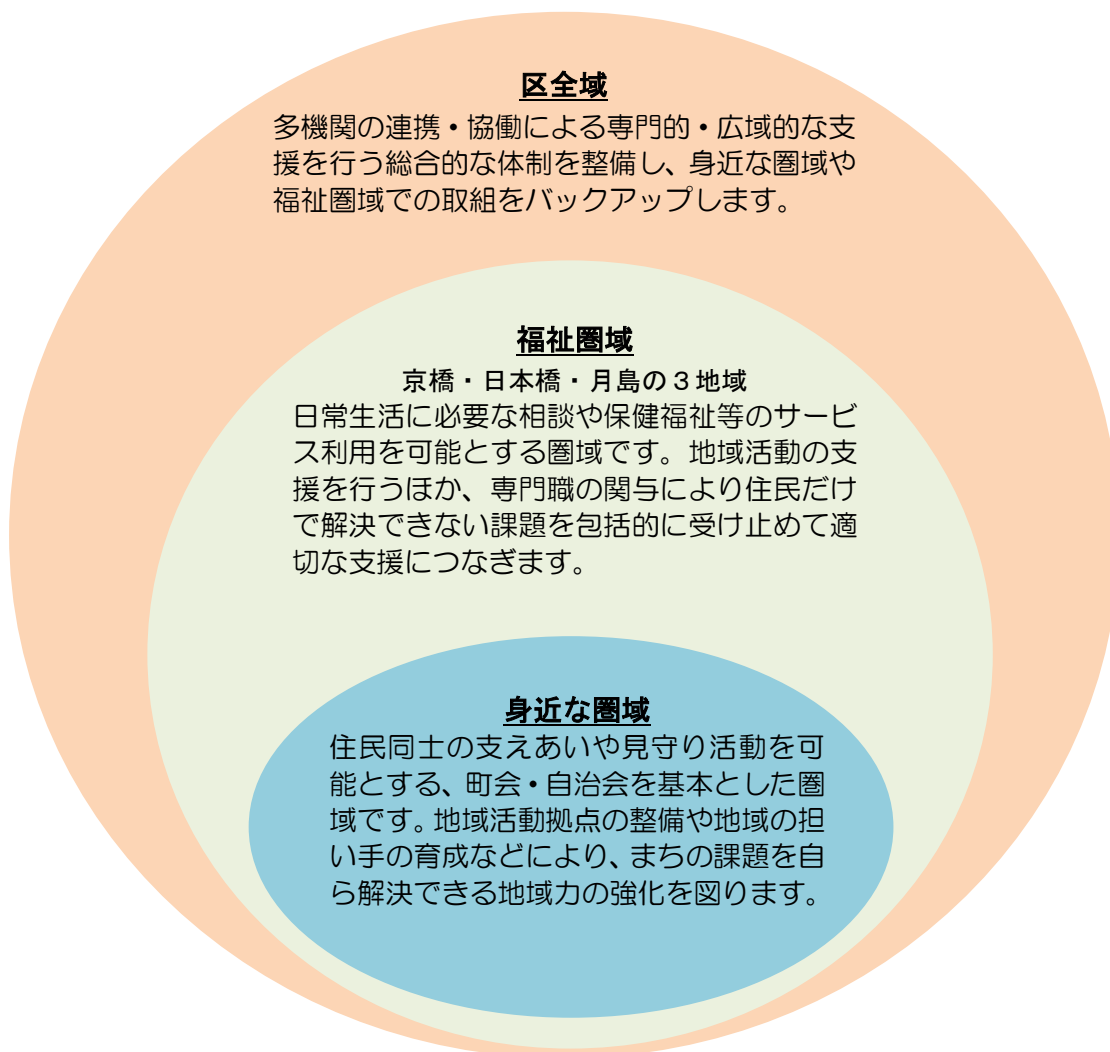
## 主な取組・事業

	取組・事業	内容（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）	所管
1	情報バリアフリーの強化	<p>障害者、高齢者、外国人等の情報弱者に対して、点字や声の広報、翻訳などによるわかりやすい情報提供に努めるとともに、特に支援を必要とする方に対し、手話や筆談、通訳等の伝達方法に配慮しています。誰もがいつでも必要とする情報に簡単にたどりつけ、手軽に利用できるよう情報アクセシビリティを強化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○区ホームページに文字拡大・音声読み上げツール『ズームサイト』、多言語自動翻訳機能『マルチリンガル』を搭載</li> <li>○手話・筆談による案内</li> <li>◎バリアフリーマップの作成</li> <li>○タブレット端末による通訳、英語の通訳・翻訳窓口設置</li> </ul>	広報課 文化・生涯学習課 障害者福祉課 管理課
2	人にやさしい空間づくり	<p>高齢者や障害者を含むすべての人が安全かつ快適に施設を利用し、社会参加できるよう、公共施設等の建築物、公共交通機関、道路、公園、公衆便所等のバリアフリー化を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公共施設等におけるバリアフリー化の推進</li> <li>○人にやさしい歩行環境の整備</li> <li>○鉄道(JR)駅エレベーター等整備費補助</li> <li>○公衆便所の多機能整備</li> </ul>	管理課 建築課 環境政策課 道路課 水とみどりの課
3	子どもを守る安全なまちづくり	<p>児童の通学路の安全を確保するとともに、安全に安心して過ごせる場所として遊び場を提供し、児童の健全育成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの遊び場開放</li> <li>○通学路の安全対策</li> </ul>	文化・生涯学習課 環境政策課 学務課

## 第5章 計画の推進に向けて

### 1 圏域について

計画の推進にあたっては、「区全域」、「福祉圏域」、および「町会、自治会を基本とする身近な圏域」の3層からなる圏域を設定し、各圏域に応じた機能や環境整備を効果的に行っていきます。



- ◆ 「福祉圏域」において整備する「身近な地域で相談を包括的に受け止める場」は、地域の行政窓口である区民センターや保健所・保健センター、おとしより相談センター（地域包括支援センター）をはじめとした相談支援機関および各地区の民生・児童委員協議会等の地域の支援者団体の連携が円滑に行われ、「区全域」および「身近な圏域」とのつなぎやバックアップ機能を効果的に果たす必要があります。
- ◆ 「福祉圏域」における取組を推進していくため、人口規模に応じた圏域のあり方について検討を行ったうえで、専門職、施設等既存資源の機能や組織の再編による拠点化を進めます。
- ◆ 「福祉圏域」と「身近な圏域」の連携の中心的役割を担う地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターは原則として「福祉圏域」をベースに配置するため、圏域の設定やその支援活動の内容や実績等も踏まえ、適切な人員配置を行っていきます。

---

## 2 連携・協働による計画の推進

---

基本理念・基本目標の実現に向けて、地域福祉の主役である区民、地域のボランティアやNPO等の活動団体、福祉等サービス事業者、社会福祉協議会、そして区が、それぞれの役割を果たし、互いに連携・協働して地域福祉を推進していくことが重要です。

### (1) 区民の役割

区民一人一人が自らの健康を気にかけて予防に取り組むとともに、自分が住んでいる地域に関心や愛着を持つことが大切です。日ごろから、住民同士で見守りや支えあいができるよう関係の構築に努めていくことが重要です。

担い手の一人として町会・自治会の活動に自発的に参加するなど積極的に公益活動に協力し、地域の課題解決に向けて行動することが望めます。また、ボランティア等の社会貢献活動や各種募金・寄附などの助け合い活動に、可能な範囲で協力することも大切です。

### (2) 地域の活動団体、事業者等の役割

町会・自治会、民生・児童委員をはじめ、ボランティア、NPO等の活動団体、福祉等サービス事業者などは、それぞれが持つ特性を十分に生かした公益活動を推進し、地域の中で連携・協働しながら地域課題の解決に努めることが望めます。

また、社会福祉法人や企業はその社会的責任の遂行と地域社会の一員であることを認識し、地域との協働に関する理解を深め、積極的に地域活動への参加に努めることが期待されます。

### (3) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法人として自ら福祉サービスを提供するなどの活動に取り組む一方で、地域福祉の推進の中心的役割を担い、区民、地域の活動団体、事業者、行政等とのコーディネーターとしての機能を果たしています。

地域でのネットワークづくりに向けた地域住民の話し合いの場づくりを進めるほか、区民の主体的な活動との関わりの中から地域の多様な課題を把握し、必要な支援につなぐなど、課題に対応した事業を展開することが望めます。

### (4) 区の役割

区は、区民や地域活動団体等へ活動の場を提供するなど環境を整備するとともに、地域への情報提供、人材育成、ネットワーク化などの支援を通じて自主的活動を促すなど、地域における福祉力の向上のための施策を推進する役割を担っています。

また、各相談支援機関等で受けた、高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮などの福祉分野の相談のみならず、地域では解決できない生活課題を包括的に受け止め、多職種・多機関が連携して支援を行う相談支援体制を構築します。

あわせて、地域における一人一人の自立した生活を支えるサービスの充実を図り、地域福祉を推進していくための基盤を強化します。

### 3 計画の進行管理

本計画を評価・検証するため、基本施策ごとに以下の指標を設定します。

本指標の推移に加えて、主な取組・事業の実施状況等により進捗状況を把握し、中央区保健医療福祉計画推進委員会において定期的に計画の評価・検証を行います。その評価結果を広く区民、活動団体、事業者等へ公表し、情報の共有を図るとともに、社会情勢や制度改正等の変化などを踏まえ、必要に応じて計画を見直します。

施策の方向性		指標名	現状 (平成30年度)	目標 (令和8年度)
基本 施策 1	(1)	地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターの支援件数	個別支援：延べ830件 地域支援：延べ239件	増やす
	(2)	特定健康診査受診率、歯科健診受診者のうち8020達成者の割合	受診率：37.1% 達成者の割合：47.5%	受診率：60.0% 達成者の割合：上げる
	(3)	要介護時における暮らし方のうち、在宅を希望する人の割合（※1）	71.0%	上げる
	(4)	虹のサービス協力会員数、ファミリーサポート提供会員数	虹のサービス：162人 ファミリーサポート：447人	増やす
	(5)	サービス付き高齢者向け住宅等の供給支援戸数	109戸	増やす
基本 施策 2	(1)	地域手づくりイベント・盆おどりに対する助成件数	イベント助成：180件 盆おどり助成：57件	増やす
		防災拠点の認知度（※1）	67.7%	上げる
		防災拠点訓練の参加者数	2,961人	増やす
	(2)	ボランティアコーディネート数	延べ453人	増やす
	(3)	地域見守り団体数	23団体	増やす
	(4)	障害があることで差別を感じたことがある人の割合（※2）	身体・難病：26.9% 知的：64.9% 精神：44.6%	下げる
男女の地位の平等感〈社会全体での“平等になっている”と感じている割合〉（※1）		22.1%	上げる	

施策の方向性		指標名	現状 (平成 30 年度)	目標 (令和 8 年度)
基本 施策 3	(1)	かかりつけ医等がいる割合 (※3)	医師：76.6% 歯科医師：52.1% 薬局：37.5% 薬剤師：14.8%	上げる
	(2)	小児定期予防接種率 小児肺炎球菌、BCG、MR（麻し ん風しん混合）、日本脳炎	小児肺炎球菌：96.6% BCG：96.4% MR：96.4% 日本脳炎：92.4%	上げる
	(3)	指導監査（検査）実施件数 社会福祉法人・保育所・障害サー ビス事業所・介護サービス事業所対 する指導監査（検査）の合計数	実地指導：67 件 集団指導：20 件	増やす
		介護職合同就職相談・面接会の参加 者数	16 人	増やす
		キャリアアップ補助制度利用園数	49 園	増やす
	(4)	自立支援機関相談受付件数、自立支 援プラン作成件数	受付件数：541 件 作成件数：57 件	受付件数：700 件 作成件数：80 件
	(5)	3～4か月児までの母子の状況把握率	98%	100%
		成年後見制度の認知度 (※2・※3)	高齢：47.6% 身体・難病：21.7% 知的：24.7% 精神：22.9%	上げる
		成年後見制度の利用者数	222 人 (平成 30 年 6 月現在)	増やす
	(6)	外出の際に困ったり不便に思うこと (※2) ① 建物・駅などの階段 ② 道路の段差 ③ トイレが心配	① 31.0% ② 20.4% ③ 14.6%	下げる

※1 世論調査（令和元年度）

※2 中央区障害者（児）実態調査（平成 28 年度）

※3 中央区高齢者の生活実態調査及び介護サービス利用状況等調査（平成 28 年度）

